

平成17年4月20日

外国為替証拠金取引を
特定兼業業務とする
会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二家勝明

商品取引員が兼業とする外国為替証拠金取引について

商品取引員が特定兼業業務として行う外国為替証拠金取引に係る誹謗中傷が、各種のインターネット掲示板において、1、2年の長期にわたって執拗に行われ、外国為替証拠金取引業務のみならず本業である商品先物取引受託業務の信用を棄損する事態となっていたことが明らかになりました。外国為替証拠金取引に係る市場横断的な自主規制協会の設立を標榜していた外国為替証拠金取引協会（藤井和雄会長）が、商品取引員以外では証券会社の参加は1社となり、結果として取引員主体の協会でスタートせざるを得なかった背景にはそうした事情もあったと推測されます。誹謗中傷については、3月18日、同外為協会から捜査機関に告訴状を提出したとの報告を受け（別紙）、本会としても所要の調査を行っているところです。

さて、その外為証拠金取引については、7月1日から改正金融先物取引法施行で「不招請勧誘」が禁止され、今後は、新聞等マス媒体やインターネット等電子媒体による広告に限定されることとなりますが、この広告においては、証拠金取引の特徴や元金以上の損失を受けるリスクがあること等を明確にし、投資家から「外貨投資」等金利商品であるとの誤解を招くことのないよう外為証拠金取引であることを明らかにして行うことが求められます。今日までの商品先物取引に係る社会的イメージを5月1日の改正商取法の施行を契機に払拭していくことは業界関係者としては当然の取組ですが、商品取引員の特定兼業業務である外為証拠金取引についても、取引の性格を曖昧にしてその営業姿勢を問われることのないよう特段の留意を賜りたくお願い申し上げます。

以上



平成17年3月16日

日本商品先物振興協会 御中

外国為替証拠金取引協会
会長 藤井 和



合資会社エフエックスラボが設置したインターネットによるFXポータルサイトの「外為研究室」から平成17年3月9日付で、株式会社外為どっとコム（以下、「外為どっとコム」という。）に対する刑事告発についての書状が本協会に送付されました。書状の内容によると、「外為研究室」が提供しているインターネット掲示板において、外為どっとコムが所有するIPアドレス（発信者の住所にあたるもの）のパソコン等から数十回にわたり、当協会他数十社に及ぶ企業や団体に対して、誹謗中傷や信用を毀損させる投稿を繰り返したとのこと記載されておりました。

本協会では、具体的な投稿内容に関しての情報提供を外為研究室宛に依頼したところ、本協会及び本協会員並びに商品先物業界に対し、一般投資家を装った自作自演による誹謗中傷や信用を失墜させる書き込みが行われた情報を受領しました。

本協会ではこれを受けて、こうした無責任な誹謗中傷や情報の歪曲化等の行為は、本協会及び本協会員並びに商品先物業界全体の信用に係わる問題であり、また、これら風説の流布が善良な投資家の判断を不当に歪めさせたり、誤らせる原因ともなりかねないことから、本協会として何らかの措置を講ずる必要があるとして、本日、捜査機関に告訴状を提出しました。

また、本協会では独立系主体の外国通貨取引業協会（大阪市 理事長三浦政二）からの連絡により、外国通貨証拠金取引を取り扱う独立系業者が為替取引と称し、詐欺行為を行っている旨の内容を知りました。この結果、本日、外国通貨取引業協会に対し、速やかに当該業者を刑事告発するよう勧告しました。さらに、本協会では、事実関係を調査検討し、当該業者を刑事告発するところであります。

本協会では、本協会員に対し、本協会が規定するガイドライン及び今年7月に改正される金融先物取引法並びにその他法令を遵守し、投資家保護を図り外国為替証拠金取引市場の発展に資するよう周知徹底いたしました次第であります。

貴協会におかれましても、貴協会員の53社（平成17年2月24日現在）が、外国為替証拠金取引を扱っており、投資家保護を図るために、投資家が誤解を招くような不適切な広告が掲載されないよう、貴協会員に対して注意喚起を促していただきたく要望する次第であります。何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

平成17年 5月13日

日本商品先物振興協会 御中

Fax. 03-3664-5733

外国為替証拠金取引を

特定兼業業務とする

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

常務理事 秋田 治

Tel. 03-3664-5731

Fax. 3664-5733

自己資本規制比率の算定のお願い

自己資本規制比率の状況

平成17年3月末現在

会社名

ご担当者名

〔資料5-〔5〕-②〕

改正金融先物取引法の7月1日施行に向けて、外国為替証拠金取引業者の自己資本規制に係る内閣府令案がパブリックコメントに出されることになっています（金融庁ホームページ参照）。金融庁に対しては、外国為替証拠金取引協会と連携して、自己資本規制として「証券会社の自己資本規制に係る内閣府令」（以下、証券会社内閣府令という。）が採用されることは、本来排除されるべき業者でなく誠実に外国為替証拠金業務を行っている商品取引員が排除されることになるので、見直しを求めてきたところですが、同府令を適用する方向で内閣府令案が公表されます。

つきましては、商品取引員にバブコメ証券会社内閣府令案を適用し自己資本規制比率を算出した場合、クリアできる取引員は何社となるのか、外為証拠金取引を特定兼業業務とする商品取引員の何%となるのか等を、資料として用意しバブコメに対応したく、貴社の自己資本規制比率を府令案に添って平成17年3月末数値を基に算出の上、先物協会事務局までご提出ください。

締切りは、特に設定いたしません。5月20日（金）を目途にご提出いただくと幸いです。算定数値は金融庁の担当部局には、社名とともに提示することもありうることをご了承の上、ご協力方をお願い申し上げます。なお、外国為替証拠金取引協会会員の方は、提示は不要です。

以上

現行証券会社内閣府令は、<http://law.e-gov.jp/htmldata/H13/H13F10001000023.html>をご参照下さい。

単位：円

項目	指標
固定化されていない自己資本の額 (A)	
リスク相当額 (B)	
市場リスク相当額	
取引先リスク相当額	
基礎リスク相当額	
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100	

参考

戻る

いわゆる外国為替証拠金取引について

平成17年12月8日更新

〔資料5-1(5)-③〕

17 先物振興発第 96 号

平成 17 年 12 月 12 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 二家 勝明

外国為替証拠金取引業に従事した者の業界への還流等について

改正金融先物取引法の7月1日の施行以降、金融庁及び財務局は、外国為替証拠金取引に関する一般投資家の苦情や相談等の情報をもとに、法令に照らし問題のあると認められた業者40社に対して業務停止命令等の行政処分を行ってきました。そうした中で、該当業者等に従事していた者を商品取引員において受け入れることは、とかく社会から当該業者等と同一視されがちな印象をさらに強めることになり、彼我との峻別に努めてきた商品先物業界の姿勢が問われかねないと危惧しているところです。

つきましては、商品取引員以外の外為証拠金取引業者に従事していた者を社員として採用しようとするにおいては、金融庁等による処分等の有無等前職における状況を調査され、商業倫理上の観点に十分配慮賜り、慎重な対応をお願いする次第です。

主としていわゆる「独立系」外国為替証拠金取引業者における勧誘のあり方が社会的に問題視された結果、改正金融先物取引法において、財務規制として、「証券会社の自己資本に係る内閣府令」と横並びの自己資本規制比率が導入され、商品取引員によっては外為業務の分社化を選択せざるをえない社も生じ、少なからぬ商品取引員において、手数料自由化に対応するための業務の多角化計画を頓挫させました。また、行為規制としては「不招請勧誘の禁止」が導入されて、現在検討されている「投資サービス法」において金融商品一般の行為規制として位置づけるべきとの議論の有力な先行事例となっています。

独立系といえども適正な営業活動により外国為替証拠金取引業務を遂行している社にあっては、金融先物取引業としての政府登録により継続して業務遂行可能であることにご留意いただき、外為業従事経験者の受け入れ検討に当たっては、今日、改正商品取引所法に基づく適合性原則等の法令順守営業の徹底と定着化により格段の改善を見せつつある会員各位の努力が灰燼に帰することのないよう、特段の注意をお願いする次第です。

以上

～外国為替証拠金取引に関して注意すべきポイント～

- (1) 平成17年7月1日の改正金融先物取引法の施行により、外国為替証拠金取引業者は、店頭金融先物取引業者として、改正法の規制を受け、金融庁及び財務局の監督下に置かれることになりました。
- (2) 改正法施行以降、金融庁や財務局に対して、外国為替証拠金取引に関する一般投資家の皆様からの苦情や相談が、約1,300件寄せられています。金融庁及び財務局では、一般投資家の皆様からの情報をもとに、必要に応じて、業者に対しヒアリングや警告を行い、法令に照らし問題があると認められた40社に対して業務停止を命じるなどの対応を行ってきたところです（11月30日現在）。
- (3) 改正法の経過措置として、年内は外国為替証拠金取引業者の登録が猶予されており、登録していない業者であっても営業を続けることが可能です。一般投資家の皆様におかれては、取引を行う際には、外国為替証拠金取引業者の信用力を慎重に判断した上で行うことが重要です。
- (4) また、外国為替証拠金取引は、少額で取引できる反面、差し入れた証拠金以上の多額の損失が生ずるおそれのある非常にリスクの高い取引です。そのため、リスクを認識した上で、自らの責任で適切な投資判断を行うことが必要です。

メニュー

- I 改正法施行後の外国為替証拠金取引に対する監督について
- II 取引を行う場合の注意

I 改正法施行後の外国為替証拠金取引に対する監督について

これまで、金融庁や財務局では、投資者の保護を図るために、一般投資家の皆様からの情報をもとに、外国為替証拠金取引業者に対し必要に応じてヒアリングや警告を行い、問題があると認められる場合には報告命令、業務改善命令や業務停止命令を発出するなどの対応を行ってきたところです。

改正法施行から5カ月の間に、金融庁や財務局では外国為替証拠金取引業者40社（11月30日現在）に対して業務停止命令を発出しておりますが、これらの業者のほとんどが、債務超過状態でその解消の目処がたたないため支払い不能のおそれがあり、顧客から預かった証拠金と会社の資産を区分して管理していませんでした。

これらの外国為替証拠金取引業者が債務超過に陥った経緯としては、顧客から預かった証拠金を営業費用等に流用したこと、証拠金を含む会社資産を関係者に持ち逃げされたこと、業者自身が為替変動リスクを回避するためのヘッジ取引を行っていなかったため多額の為替差損を被ったこと等が認められています。

金融庁や財務局では、皆様からの情報をもとに、引き続き、問題があると認められる業者の発見及び適切な対応に努めてまいります。一般投資家の皆様も、以下の「取引を行う場合の注意」を参考にして対応することをお勧めします。

II 取引を行う場合の注意

1. 取引に対する注意

外国為替証拠金取引は、相当程度の専門知識が要求されるうえ、非常にリスクの高い取引であるため、取引の仕組みが理解できないときは、はっきりと断ることが大切です。

(1) 外国為替証拠金取引業者に関する情報の入手

改正金融先物取引法では、外国為替証拠金取引業者を含む金融先物取引業者に登録を義務付けていますが、経過措置として、7月1日の時点で営業を行っていた業者については12月末まで登録の申請が猶予されています。（登録業者一覧はこちら(PDF)）。

金融庁及び財務局では、現在登録申請を受理した金融先物取引業者の審査を行っており、これから来年にかけて順次登録される業者が増えていくと考えられます。

一方、登録要件を満たすことができない業者は、来年1月以降外国為替証拠金取引業を行うことができないこととなります。このため、年末にかけて外国為替証拠金取引業を廃業する業者が出ることも予想されます。

業者が倒産した場合等には、差し入れた証拠金や取引により得た利益が返還されなくなることもあり得ます。

一般投資家の皆様におかれては、外国為替証拠金取引業者についての情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを判断していただくことが重要です。

信頼できるとの確信が持てない場合には、その業者との取引を控えたり、証拠金を出金するなど、慎重な対応をお勧めします。

外国為替証拠金取引を取扱う業者は、決算書等の業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を営業所に備え置くことが義務付けられています。情報の開示が適切に行われていない場合は、業者の安全性を確認できないことから十分な注意が必要です。

(2) 取引内容の十分な理解

取引を行う場合は、取引の内容や取引に内在するリスクなどの説明を受け、また、ご自身でもよく確認し、十分理解するようにしてください。

- ・どのようなリスクがあるのか、
 - ・実際に為替取引がどのように行われるか、
 - ・差し入れた証拠金はどのように管理・保全されているのか、
- 等は必ず確認してください。

取引の仕組みが理解できないときは、はっきり断ることが大切です。また、説明内容の信頼性にも十分注意が必要です。

(3) 信頼できる業者との取引の場合にも、外国為替証拠金取引には大きなリスクがありますのでご注意ください。

i. 相場変動リスク

外国為替証拠金取引は、外国為替相場や金利が自分の想定と逆の方向に変化した場合には、短期間のうちに差し入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

また、証拠金については、取引を継続する場合に追加の証拠金を求められたり、決済（清算）において証拠金以上の損失が発生している場合には、損失相当額を清算するために差し入れた証拠

金以上の資金を追加負担することとなる可能性もあります。

ii. 金利変動リスク

外国為替証拠金取引では、売却している通貨と買付ている通貨の金利差調整額（スワップポイント）の支払いが日々発生します。スワップポイントはそれぞれの通貨の短期金利に応じて日々変動するため、金利の動向によっては、例えば取引当初期待していたようなスワップポイントの享受が出来ない場合があります。また、金利の動向により為替相場自体が大きく変動する場合があります。

iii. 流動性リスク

外国為替証拠金取引では、マーケットの状況により保有ポジションの決済、新たなポジションの保有が困難になることがあります。主要国の通貨の流動性は高いものとなっていますが、取引需要の少ない通貨の取引を行う際には、思うような価格で取引ができないなどの不利益を被ることがあります。

上記以外にも、信用リスク、システムリスク等の種々のリスクが考えられます。

いずれにしても、取引内容は、取引が業者との相対であったり、取引所取引商品であったりするなど業者によって様々であり、提供されるサービスをよく理解して取引することが重要です。

2. 苦情・相談例

改正法施行以降、金融庁や全国の財務局には、外国為替証拠金取引に関して以下のような相談が寄せられています。

- ・勧誘の要請をしていないにもかかわらず、電話や来訪で強引に勧誘された。
- ・取引の内容を理解せず、また、十分な説明を受けないままに取引をしてしまった。
- ・リスクの説明がなく、元本割れはしないとわれ契約したが、元本割れした。
- ・外貨預金のようなもので必ず儲かるとわれ取引してしまった。
- ・注文をしていない取引を無断で行われた。
- ・解約を申し出たにもかかわらず応じてくれない。

- ・取引を終了したが、清算金が入金されない。

上記の苦情・相談例にある事項は、いずれも改正法に規定のある禁止行為に該当するものです。そのため、これらの行為が認められる業者とは取引を行わないなどの注意が必要です

3. 取引のトラブル等に関するご相談

外国為替証拠金取引などを取扱う金融先物取引業者の自主規制機関として社団法人金融先物取引業協会が設立されています。協会では、加入する業者との間で生じたトラブルに関するご相談に応じているほか、争いを解決する手段としてあっせん制度を設けています。


【関係先リンク】 [社団法人金融先物取引業協会](#)

上記協会のほか、国民生活センターや住所地を管轄する消費生活センターにおいても相談を受け付けています。

【関係先リンク】 [国民生活センター](#)

外国為替証拠金取引に対する一般的なご意見、ご質問、情報提供については金融庁に設置されている金融サービス利用者相談室でも受け付けています。なお、当相談室では個別のトラブルにつきましては、あつせん、仲介、調停を行うことはできませんので予めご了承下さい。

【関係先リンク】 [金融サービス利用者相談室](#)

	PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。お持ちでない方は、左のボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください。
---	--

[金融庁](#) > [一般のみなさんへ](#) > [いわゆる外国為替証拠金取引について](#)

投資サービス法の対象となることに関する質問の事例

平成 17 年 10 月 3 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

投資サービス法に関する意見整理参考資料の送付

別紙の通り、会員各位の意見整理の参考資料を、ファクシミリ送信しますので、ご査収下さい。

10 月 4 日午後 2 時に会員懇談会において、会員代表者の皆様からご意見を拜聴することとしていますが、そこでいただいた意見を踏まえて、事務局において商品先物取引が投資サービス法の対象となることについて、改めて意見整理をする予定です。

別紙送付資料は、参考資料ですので、これにとらわれず、会員懇談会において、ご意見を賜れば幸いです。

- (送信資料)
- 投資サービス法の対象となることに関する質問事例 (3 枚)
 - 投資サービス法の対象となることの論点整理 (1 枚)

以上

Q 1. 投資サービス法の対象になれば、「再勧誘の禁止」をはじめとする商品取引所法上の行為規制は見直しされ、なくなるのでしょうか。

A. なりません。投資サービス法の対象となっても、商品取引所法上の行為規制はそのまま、引き続き、商品取引受託業務について適用されます。投資サービス法は、金融商品・金融サービスについて、一般法として共通の行為規制を定めるが、既存の業法の規制内容を取り込むので、特別法である商品取引所法の行為規制がなくなることはありません。

したがって、行為規制を基準にして、「投資サービス法」の規制対象となることの是非を考えることは、あまり適当とは言えません。「投資サービス法」の共通・一般規制として、例えば、『不招請勧誘の禁止』を導入しようとする場合には、金融商品業界として一斉に反対することになるでしょうから、統一戦線を組むことができるかもしれません。

商品先物が投資サービス法の規制対象となったからといって、更なる（新たな）行為規制の強化が必要と社会的に判断されれば、商品先物取引業固有の規制が導入される可能性は、投資サービス法の規制対象となった場合でも、十分にあります。

(参考)「規制の柔構造化」(中間整理 11 頁)

対象となる投資商品の拡大に応じて、これらを規制する既存の業法の規制内容を取り込みつつ、機能別・横断的に整理し直す。

Q 2. 投資サービス法の適用対象となると、金融庁所管となり、今の主務省検査よりも格段に検査が厳しくなるのではないか。

A. 巷間、金融庁検査は経済産業省等検査よりもきびしい、との噂がありますが、証券業を兼業している商品取引員からはそうした指摘はありません。

検査のあり方について、行政の中での甘辛はなくす方向で、検査官の主務省間での人

事交流が行われているので、検査の厳しさをもち、投資サービス法の適用対象となるかどうかの判断材料とするのは適当でないと思われます。

(現在の主務官庁にとっても心外でしょうし、そうであれば、もっと厳しい検査に方針転換することを求められることになります。)

Q 3. 投資サービス法に一元化されると、取引員に対する監督行政はどうなるのですか。

A. 行為規制については金融庁になると考えますが、確かなことは言えません。監督が移管する場合でも、検査体制の整備の状況を見ながら、法施行後の相当の期間を経過した後になると考えるのが常識的でしょう。

(現在、金融審議会金融第一部会での議論は、将来的な行政所管の移管を前提とした議論をしていません。そうした前提での議論は、行政の所管争いの場となる可能性があります。

金融審議会における最終的整理・結論が、行政所管の方向付けをする可能性があります。その後、省庁間の役割分担が取り決めされることになると考えられます。)

取引所への監督官庁は従来どおりと考えられます。

投資サービス法の適用対象となった場合でも、産業インフラであることから、取引所行政は、上場商品の物品別の所管官庁は従来どおりで変化はないといえます。

取引所法制が一元化されることではないので、取引所の上場商品についての従来の制約はなくなりません。商品取引所が金融商品や排出権等の債権・債務、多様な指致商品等を上場できる総合的取引所にはなれないと同様に、証券取引所も原油や商品指数、貴金属を上場できるわけではありません。

所管を越えた先物商品の上場ができるようにするためには、各々の縦割り取引所について、上場商品の相互乗り入れができるようにするか、戦前のように「取引所法」として一元化される必要があります。

Q 4. 投資サービス法の規制対象にならないと金融商品・サービスでないということになりませんか。所得税法で、商品先物所得が金融所得一元化の対象から外れることになりませんか。

A. 税法上の「金融所得一元化」と「投資サービス法の適用対象」とが必ずしも連動しているわけではありません。しかし、商品先物を金融商品から除外する主張は、業界として否定していく必要があると考えます。

「金融商品ではない」との主張は、商品取引員業界として行ったことはありませんし、今後も特段の事情があれば別ですが、主張することはないと思います。

商品先物取引は、金融商品であるということを認知してもらうことが大事と考えます。投資サービス法の適用対象とすべきだとの見解、あるいは適用対象から外すべきだとの見解、いずれについても積極的に主張する根拠について、業界として議論したことはありません。

商品取引員業界としては、投資サービス法の適用対象となるかどうかについては、現行の商品取引所法を順守しているので、中立的立場にあります。効率的な監視・監督で、市場の流動性の確保と新商品開発等の自由度が確保されるかどうか为主要関心事項です。

証拠金制度、差金決済制度、清算制度、違約担保制度等に見るように先物取引システムは共通です。物の受け渡しがあるから金融商品ではないという趣旨の見解が過去に国会等で行われたことがあるようですが、差金決済主体の先物商品の取引は金融商品・サービスであることは間違いのないことです。上場商品如何にかかわらず、先物商品は金融商品です。

☆よくある質問についての記載です。確定的なものではないことにご留意下さい。

(文責・秋田)

投資サービス法の適用対象となることの論点整理

05. 10. 03

メリット

- 商品先物取引が「投資商品」、「金融商品」として一般から位置づけられることにより、社会的に理解を得やすく、投資家に説明が容易となる。国の投資教育システムに組み込まれ、比較可能性が高まることにより、営業コストの軽減につながる。

(社会的理解・説明が容易)

- 商品先物取引が「投資商品・投資サービス」という市場横断的な法制度に連なることにより、有価証券取引等他の金融商品関連所得とともに、金融所得課税の一元化の対象となる展望が開ける。

(金融所得一元化への近道)

- 市場横断的な仲介業者にとって、金融・証券・商品の取扱い区分による縦割りの検査・監査はコスト負担が重い。法制の一元化はこうした検査・監査を一元化の方向に向かわせコスト軽減が期待できる。

(検査・監査の一元化によるコスト削減)

デメリット

- 事後規制と監視体制の強化が定着・常態化している金融商品の世界に入ることにより、現行よりもはるかに厳しい行政処分が課されることになり、商品取引員がコンプライアンス・リスクに耐えうるか疑問との声がある。

(厳しい検査・監査)

- 商取法の行為規制と投サ法の行為規制との両建て適用では身動きできなくなる。既存の金融業界側からは、商品先物取引を投資商品に入れることにより新たな行為規制を呼び込む懸念があり、歓迎されない。

(付加的な行為規制の呼び込み)

- 自己資本規制比率の適用により、金融商品の取扱い・兼業を困難にってしまう。市場横断的な仲介業者についての財務要件が厳格化される。

(財務要件の厳格化)

- 投資サービス法の規制対象となることは、必ずしも監督官庁の一元化にはならず、検査・監査の一元化になるとは限らない。監督官庁が一つ増加することに等しい。

(検査・監査の複雑化)

- 商品先物特性を知らない監督当局の下では市場育成の考え方が失われ、商品先物取引の流動性が低下する懸念がある。

(流動性の低下懸念)

17先物振興発第73号

平成17年10月11日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 二家 勝明

商品先物取引を投資サービス法の適用対象とすることに係る会員代表者の
意見概要等について (報告)

去る10月4日(火)に開催した会員代表者懇談会において、商品取引所法に基づく商品先物取引を「投資サービス法」の適用対象となることについて、本会として金融審議会金融分科会第1部会に9月提出した意見(別紙1)をご報告すると共に、出席の会員代表者の方々からご意見をいただきましたが、その意見概要(別紙2)をご報告申し上げます。

本会としての意見については、7月5日に調査した『売買高状況調査』における、商品先物取引が投資サービス法の対象となることに係る会員意見の結果(回答85社中、対象となることに反対42社49%、賛成12社14%、どちらでもよい9社10%、分からない11社13%)を踏まえて、本会としては賛成反対を明らかにすることをせず、5月1日施行の改正商品取引所法に係る商品取引員の取組状況等現状報告をもって意見に代えたことについては、会員代表者懇談会において、ご報告申し上げた通りです。

投資サービス法(仮称)を検討している金融審議会金融分科会第1部会の10月5日(水)において、9月30日締め切りの「中間整理」に係るパブリック・コメントが、1)「中間整理」に対する主な意見、2)意見提出者一覧とその主な意見、が資料として公表されましたので、デリバティブ関連についてその概要を抜粋(別紙3)して、ご報告申し上げます。なお、意見を提出した商品先物業界関係者は、2取引所、1団体(当協会)、1取引員、1社員の5件であることが明らかとなっています。今後は、同第1部会において、最終報告書の取りまとめに向けて、論点整理が行われます。

商品取引員業界としては、商品先物取引を投資サービス法の対象とすべきことの社会的意見を認識しつつ、当面、営業現場等における改正商品取引所法の順守・徹底を図り、新たな行為規制の検討に係る懸念を払拭して市場の流動性確保に傾注することが必要というのが、大方の会員の共通認識であると理解しました。貴重なご意見有難うございました。

以上

金融審議会金融分科会第一部会「投資サービス法に係る中間整理」に係る意見について

平成17年9月30日
日本商品先物振興協会
会長 二家 勝明

1. はじめに

本会は、商品取引員89社を会員とする任意団体です。「投資サービス法に係る中間整理」について、商品取引所法の許可を受けている商品取引員の現状を以下にご報告することをもって、本会の意見に代えたいと考えます。

2. 商品取引における投資家保護措置(参入規制、行為規制、投資者債権保全等)について

商品取引員は商品取引所法に基づく許可業種であり、その商品取引所法についての大改正があり本年5月1日から施行されています。私ども日本商品先物振興協会は、法改正に当たっての意見について、産業構造審議会商品取引所分科会の場において、表明してきたところです。その公的な検討の場における結論に従って、法改正がなされており、協会としては、改正法の円滑な施行に向けて全力を挙げて取り組んでいるところです。

3. ルールの実効性の確保(自主規制機能の強化等)について

ルールの実効性確保の観点からの自主規制機関の機能強化については、平成10年の商品取引所法の改正時点において、業界は、業者団体と自主規制団体の分離を選択しました。その結果、平成11年4月1日、それまでの社団法人日本商品取引員協会から、企画立案・調査研究・広報の業界団体業務部門を日本商品先物振興協会として分離独立せしめ、自主規制業務、苦情・あっせん業務、外務員の研修試験業務等の純粋に自主規制に関する業務のみを行う機関として日本商品先物取引協会(略称=日商協)を発足させました。自主規制機関としての公正性・中立性を高め、あっせん・調停等苦情処理業務についての信頼性を確保するために、分離を選択したところです。自主規制機関としてのルールの実効性確保策については、改正商品取引所法の施行の本年5月1日に向けて、主務省(経済産業省、農林水産省)、自主規制機関である日商協に対して、意見を表明してきたところです。

日 時：平成 17 年 10 月 4 日（火）

午後 2 時～3 時 20 分

場 所：大手町サンケイプラザ 3 階

出席会員：54 社

4. その他商品取引員業務内容の開示（ディスクロージャー）の充実等

投資者が金融商品・サービスを取引する相手先を複数の投資サービス業者の中から選択するに際して必要な投資サービス業者にかかる企業・業務内容にかかる情報開示（ディスクロージャー）を充実させることが必要と考えます。

商品取引員は、平成 9 年 3 月より、自主規制として自主規制機関（社団法人日本商品取引員協会、現日本商品先物取引協会）における企業内容に係る情報開示を行い、事務所及びインターネットのホームページにおいて、投資者等が閲覧できる制度を採用しています。また、取引員の本店・事業所においても開示し閲覧可能として事業者としての業務内容の透明性を高めることに努めています。投資者の取引の自己責任にとっては、業務内容等に係る情報開示により事業者を選択できる環境を整備することが重要と考えます。

以上、現在の商品取引員の置かれている状況について報告し、その内容において、中間整理にかかる意見に代えたいと考えます。

本会は、冒頭申し上げた通り、商品取引所法の許可を得た商品取引員 89 社を会員とする任意団体です。現在、本会では、商品取引所法の改正法による委託者保護措置の強化や世界でも類をみない全国 7 つの商品取引所共通の清算機関での証拠金完全分離預託制度の導入などによりまして、委託者が安心して取引ができる市場としての信用基盤の強化に業界を上げて取り組んでいるところです。また、本会の個々の会員も、法改正等の経営環境の激変に対応すべく、経営体制・業務運営の転換、新しい事業への進出等に取り組み、異業種からの新規参入がある中での会員相互の切磋琢磨を通じて、顧客の皆様へ利便性の高い信頼されるサービスを提供できるよう、今まさに大きく変化を遂げようとしているところです。このため、現状報告をもって意見とさせていただきます。次第です。

ご理解賜りたくお願い申し上げます。

団体名	日本商品先物振興協会
会長名	二家 勝明（ふたや かつあき）
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-9、小網町安田ビル 2 階
電 話	03-3664-5731
FAX	03-3664-5733

[時期尚早。改正商取法の対応を優先すべきとの意見]

○ 時期尚早である。投資サービス法自体には賛成であるが、改正法が施行され、営業姿勢を高めている最中である。商品先物は取引所に根ざしたものであり、一般的な金融商品とは異なる。まずは、業法である改正商取法の遵守を完遂することが先決である。

また、投資サービス法に組み込まれた場合、証券・金融の自己資本規制比率が適用されることになるが、取引員が耐えられるのか。業として成り立たなくなるのではないか。各社は固定資産の流動化を進めている最中であり、対応できるようになるまで時間がかかる。

したがって、もう少し先であらためて投資サービス法への組み込みの是非を検討するならば、現時点では時期尚早である。

○ 現状でも取引員経営は大変なのに、投資サービス法に組み込まれたらどうなってしまうのか。できれば現状のままでもいい。

○ 現時点で投資サービス法に含まれていないのは好ましい。いずれ金融商品を取り扱うときには対応したい。

○ 税制については、先物も広い金融商品の中にちゃんとうまく取り込むというようにしないといけないが、それと今回の投資サービス法とは全く関係ない。「先物」ということで既に法律が違う。税制の問題があるからと言って、今回、投資サービス法の適用対象になる必要は必ずしもない。その点は配付資料の中の記述の通りだと思う。どういうルールの下でどういう議論を展開するかということの方が重要である。我々に関するルールは先般の法律改正で変わったばかりであり、その遵守に取り組んでいるところであるのだから、それがまたすぐ変わるというのは業界としては苦しいと思う。

○ 投資サービス法のそもそもの目的は、新しいタイプの金融商品が出てきた場合に個別の法律で規制するのではなく、横断的に規制することを可能にすることである。一方、商品先物は歴史もあり、しっかりした法律もある。また、商品先物は金融商品としての側面もあるが、物流の一環としての側面もある。したがって、規制当局が一元的に管理することには無理があるし、規制の屋上屋になる可能性が高く、複雑になる。また、諸要望の際の調整にも手間取ることになるので、商品先物を投資サービス法に組み込むことは時期尚早である。

○ 投資サービス法の適用により規制が強化されると懸念している証券業界関係者もいる。保険業界も、総論は賛成だが各論は反対である。我々の業界は法律が改正されて6カ月であり、早く業として社会に認められるような業界になることが第一である。したがって、投資サービス法に組み込まれることは時期尚早であると考えている。

○ 完全に反対ではないが、時期尚早だと思う。商品先物が投資サービスの一つの選択肢として位置づけられることは顧客の利便性の向上にもつながることと考えられ、好ましいと思う。しかし、委託者保護の行為規制が強化されたばかりなのに投資サービス法の対象となることには心配も感じる。また、純資産額要件の強化は新たな開業規制になるのではないかと懸念する。

○ 投資サービス法の対象となり、不招請勧誘の禁止が導入されたら大変である。FX取引については7月から不招請勧誘の禁止が導入されたが、FX取引は近年のビジネスであり、規制に沿った営業形態を構築すればよいが、本業の商品先物は50年以上にもわたって行ってきたものであり、もし、いきなり不招請勧誘の禁止が導入されたら立ち行かなくなるという懸念がある。不招請勧誘の禁止への対応については証券業協会と統一戦線を組むことも考えられよう。

商取法改正の国会審議の場においても不招請勧誘の禁止について論議されたが、主務省の尽力により、不招請勧誘そのものには至らず、それに準ずる行為規制となった。したがって、まずは、改正法の内容を遵守することが一義的なことであり、投資サービス法の適用は時期尚早である。

○ 将来的には投資サービス法の対象となるメリットはあると思うが、今、投資サービス法の対象とされたら、ほとんどの取引員が立ち行かなくなってしまう。まず、改正法の行為規制の強化と財務規制の強化の双方をきちんとやるのが先で

ある。

また、投資サービス法の対象となったら証券会社と同じ自己資本規制比率が適用されることになる。

トラブルの件数を減少させないと、再勧誘の禁止が更に進んで、商品先物だけに不招請勧誘の禁止が適用されてしまうことにもなりかねない。

外部からの参入が相次いでいるが、競争力の無い社はつぶれてしまう。また、投資サービス法により登録制になったら新規参入が増え、既存の業者が太刀打ちできなくなる。

投資サービス法が商品ファンドに適用されることにも反対である。手数料収入が減り、また、小さいファンドの組成も難しくなってしまう。

経営体力を蓄えてから、相当期間を経た後に投資サービス法の対象となることの是非を検討するのがよい。

○ 投資サービス法の対象となるのは時期尚早である。不招請勧誘の禁止や財務要件の強化などに耐えられなくなる取引員が出てくる。また、クーリングオフの議論も出てくると思うが、クーリングオフは商品先物取引にはなじまない。

○ いずれは組み込まざるを得ないかもしれないが、法改正したばかりでもあり、時期尚早である。改正法の内容の中には投資サービス法の「中間整理」と重複する部分があり、また、改正法を遵守することで社会的信頼を得ようとしていることを業界として主張すべきである。

改正法施行後に苦情が増えたとのことであるが、今まで制限速度が時速100キロだったのが時速60キロになったのだから苦情件数が増えたのは当然のことである。問題はそれらの苦情の中身である。個人情報保護法を逆用する者や、取引経験者なのに再勧誘の禁止を悪用する事例がある。日商協でも苦情の内容を精査してもらいたい。

証券では損失補てんは法令違反になるので、証券業協会では安易なあっせんは拒否している。しかし、日商協のあっせんではそうではない。裁判でも、最近はいきなり5割の過失相殺で裁判所が和解案を提示してくるようになっており、取引員にとっては厳しい状況となっている。

金融庁が当業界の発展に協力的でないなら、経済産業省、農林水産省に対して、業の発展も含めて指導をお願いするようにしないといけないと思う。

- 今年4月から8月にかけて日商協に寄せられた苦情件数が増加しているが、苦情件数が顕著に減少しない限りは何を言っても外部から相手にしてもらえないと思う。法律を改正しても変化が無いと見なされれば金融庁の管轄とされかねない。したがって、まず、我々自身の足元をしっかりと固めることが先決である。

[反対の意見]

- 改正法の施行で取引員は溺れかけている。行為規制についてのメドがついてからならわかるが、今、投資サービス法に組み込まれたら、短距離競争と長距離競争の両方を同時にやるようなものであり、無理がある。

金融庁のスタンスは商品先物取引業界の育成ではない。投資家保護ということが大前提になっている。投資サービス法の中の都合のいいところだけに目を奪われ、組み込まれてしまうのはとんでもないことである。

- 投資サービス法に組み込まれることには反対である。商品取引所法というものがあるのだから、別の法律に組み込むというのは間違いだと思う。また、証券、金融なども所管官庁、所管局が分かれており、複雑である。商取法を改正したばかりなので、今、投資サービス法の適用対象になることには反対である。

- 投資サービス法への組み込みには反対である。FX取引は完全に投資サービス法の中に入る。また、まだ結論は出ていないが、商品ファンド法も入りそうである。そうした商品を取り扱う場合、どちらの規制で何をすればいいのかということが非常に難しくなるであろうと思う。

また、商品取引所法は、いわゆる「取引所法」と「業法」が混在した形になっているが、商品取引所法だけを別個に扱うという考え方は難しい方向にあると思うので、業法の部分について投資サービス法と同等の何らかのルールが課されるのであれば、厳しくない方向でやっていただきたい。

また、税制については、商品先物だけ置き去りにされる可能性もあるのではないかとも思う。

- 投資サービス法への組み込みは、業界を挙げて大反対しなければならない。商品先物はゼロサム取引を顧客に販売しているものであり、危険開示など、取引員に求められる責任が重いことは十分にわかっている。金融庁の考え方を見

ると、顧客から資金を集め、ある程度長いスパンで利益を上げようとするものについての投資家保護に焦点を当てている。

金融先物取引所に会員加入している業者が行うFX取引については20%の申告分離課税とし、会員加入していない業者が行う場合は雑所得扱いというように、極めて差のある扱いを金融庁もしており、一括して投資サービス法に含めたいという考えのようである。

今回の商取法改正における純資産額規制比率でも金融庁に近い方向にどんどん向いているが、商品は、根本的に違うスタンスであるべきだと思う。商品相場はヘッジ機能であるとか、また、本当に投機する人の場でもあるのだから、そういう中身の面で考えていくことは今後、非常に多いと思う。

もし、商品先物取引が投資サービス法に組み込まれた場合、一番問題だと思うのは「最良執行義務」が求められることである。純資産額規制比率も非常に厳しくなり、マーケット・メイクもままならない。特に地方の取引所では、ほとんど自己玉がない場合には、委託者が買えば高いところで買ってしまい、また、売れば、自分の玉でどんどん値段を下げてしまうことになり、最悪執行になってしまう。更には、地域間のストラドルをやりようと思ってもなかなかできず、実際には、最良執行というものが難しい状況になってしまう。したがって、潤滑油的なマーケット・メイクを常にしながら、地方の取引所間であろうと、商品間のサヤとりであろうと、場合によっては両建であろうと、できるようにしないといけない。

証券では、自己玉、私設売買、後付け、バイカイをどこでもやっている。しかし、商品先物では、バイカイ禁止、両建禁止、自己売買も自由にできず、ストップ高での買いもできない。そのような馬鹿げたことが今でもまかり通っている。このような状況のまま投資サービス法に組み込まれたら立ち行かない。

ゼロサムで投機性が高い勝負の場というものがある程度なければならないと思うし、海外では自己責任で誰でもやっている。単に委託者保護一本ばかりではこの商売は成り立つとは思えない。そういう意味からすると、商品先物業者としては投資サービス法は絶対に同意できない内容だと考える。

- 証券・金融は我々の業界とバックボーンが違うので、現状では無理である。
- 反対である。5月から施行された業法があるのだから、まず、それをきちん

と遵守することが筋である。

- 金融庁も加わると3元行政になってしまう。金融庁は商品先物業界を育成するという考えは無く、今、同法の対象となる必要は全くない。

[方向性容認の意見]

- 従来、商品取引所法は取引所を中心とした当業者主義であったが、今回の法改正で「取引法」という考え方に変わってきた。これは、商品先物に対するニーズが変わってきたということでもあり、他の金融商品との更なる競合が予想されるが、最近では商品の値段が金融商品に影響を与えるようになってきており、商品先物が金融商品の中の一つであると委託者に捉えてもらうのは悪いことではない。

投資サービス法の内容は現在の商取法でもかなり網羅されている。投資サービス法の対象となることで部分的には規制が緩和されるのではないか。

近い将来、加速度的に投資サービス法への流れに入っていく気がする。金融商品としての位置付けを主張するのは必要である。

投資サービス法ということではなくとも、行為規制をクリアしないと生き残れない。積極的に投資サービス法の方向で議論することが望ましい。

- 時の趨勢ならば仕方ないが、どういう形になっても対応していきたい。
- 金融庁がなぜこのような規制を考えたかという点、日本の産業は元々、製造業中心であったが、製造業の拠点は中国などアジアにシフトしている。日本はモノづくりの能力はあったが、金融に関する知識が無く、ビッグバンで淘汰された。イギリスでは一つの法律で規制されている。年金の国内での運用もうまくいっていない。そうすると、1,400兆円の個人金融資産が外資に持っていかれてしまうという危機感がある。金融の先進国においては金融商品の中に商品先物が含まれるというのは当たり前のことであるが、日本ではそういう教育をしてこなかった。

投資サービス法的な流れは今後も変わらないであろうが、この流れの中では現在の取引員がすべて生き残ることは難しい。この世界的な流れは止められないので、各社の財務内容を向上させていくしかない。しかし、今すぐに投資サービス法の適用対象となった場合には、この業界は壊滅してしまう。したがっ

て、先物取引というものに対する社会の目を変えるようにしていかないとけない。

以上が会員懇談会・意見概要です。

(※以下は、書面で5社から寄せられた意見の概要)

[時期尚早。改正商取法の対応を優先すべきとの意見]

- 委託者保護のルールの徹底。信頼性の向上。国際化に対応した制度の構築や委託者の満足度の高い活力ある金融システムを構築すること等の理念や基本的認識はよく理解できるが、適合性の原則が遵守されるのであれば、不招請の勧誘等の営業活動を制限すべきでないと思う。
- 先物業界はまず足元を固めるのが先決であり、投資サービス法の適用の要請は時期尚早と思われる。まず、健全な市場作りを全社で行うべきと考える。

[反対の意見]

- 商品先物取引は資産運用の場として投資の対象となっているが、本来は公正な価格形成やリスクヘッジの目的のために取引所があり、金融商品とは明らかに違う物流の世界（有形商品）なので、投資サービス法の商品先物取引への適用に関しては反対すべきであり、従来通りの農水省、経済省の管轄であるべきと思う。
- 金融自由化時代において新しい金融商品が次々と増えているなかで、プロの投資家と一般消費者についての適切な消費者保護を図っていく必要がある。商品先物取引の勧誘は、適合性の原則（法第215条）を遵守し受託業務を行って委託者の保護に努めており不招請勧誘の一律禁止については、健全な営業活動を妨げるおそれがあるため反対する。

[方向性容認の意見]

- 商品先物取引の同法への適用は避けられない流れだと認識している。今後は金融庁の監督下に入ることも視野に入れての営業体制の立直しを迫られることになると思う。

以上

「中間整理」に対する主な意見 (デリバティブ関連箇所抜粋)
 (10月5日金融審議会金融分科会第一部会)

平成17年10月5日
 金融審議会金融分科会
 第一部会事務局

1. 総論 (略)

2. 各論

1. 投資サービス法の対象範囲

デリバティブ取引

- 商品先物取引、海外商品先物・オプション取引も、消費者から見れば利殖を目的とする投資行為であり、投資サービス法の対象に含めるべきで。
- 商品先物取引については、商品調達・在庫調整・資金調達といった重要な産業インフラである商品市場に関するものであり、本年5月に施行された改正商品取引所法の下で商品先物市場の健全な発展を図っていくべき。
- デリバティブ取引については、中小企業も含めて広範に利用されている実態を踏まえ、慎重に検討すべき。
- デリバティブ取引の実務や市場慣行、国際的な整合性についても考慮すべき。

II. 規制内容 (略)

(行為規制、アマとプロの区分等は、規制対象から外されたとしても、同質の規制について、商品取引所法への導入が検討されることに留意が必要。 一抜粋者注一)

III. 集団投資スキーム (ファンド) (略)

IV. 市場のあり方

- 消費者の方を向いた市場という側面から、取引所情報の消費者への開示・提供、不透明な市場(取引システム)の改善等を検討すべき。
- 投資証券についても上場されているものについては、株式同様、大量保有報告制度の対象とすべき。
- 排出権について、仮に将来取引所取引の対象とするのであれば、石油製品や原油等と同様、産業インフラとしての機能を十分に発揮できる市場で取り扱うべき。

V. ルールの実効性の確保 (エンフォースメント) (以下略)

「中間整理」について、平成17年9月2日から同月30日までの間ホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、消費者問題関係者、法曹関係者、学識経験者、業界関係者等、多様かつ幅広い層から、合計97件の意見を頂いた。お寄せいただいた意見の概要は以下のとおり。

1. 総論

「中間整理」に対する意見のうち、基本的な方向性、投資サービス法の理念・目的に関する意見は以下のとおり。

- 「中間整理」は、利用者保護の前進に取り組むものとして一定の評価をすることができるが、消費者被害救済の項目が欠落。消費者の保護を目的の1つとしている英国金融サービス・市場法を参考に、消費者被害救済の実効性ある措置を講じるべき。
- 金融商品・サービスの販売・勧誘等に関して、業態の枠を越えた横断的な規制を設けることの必要性について明確にすべき。仮に横断的な規制が必要としても、中小企業の金融の円滑化に資することを基本に検討すべき。
- 投資家保護は、最も重要な点であるが、そのための過度な規制によって投資家の自由な選択及び市場参入を阻害すべきでない。証取法その他の各法律及び省庁を横断的に取りまとめ、誰にでも理解しやすい法律として制定、利用者保護を拡充するとともに、多様化するニーズに応じた金融商品・サービスの提供を可能とする制度とすべき。
- 「中間整理」に示されている考え方に基づき、わが国金融・資本市場の効率性や革新性を高めるとともに、利用者利便や国際競争力の向上に資するような制度が整備されることを期待。
- 資産運用機能に関し投資信託委託業者と投資顧問業者の規制を一元化するなど、従来の業態別行為規制等を横断的に整理していくの方針は、近年資産運用のニーズの多様化が著しい投資家の利益にも資するものであり、投資家保護法制の整備とあいまって資本市場の活性化を促進するもの。投資サービス法の速やかな法制化を要望。
- 利用者保護・利用者利便の更なる充実との観点から、投資商品を横断的に規制対象とする投資サービス法について、引き続き検討することは必要。
- 中間整理の幅広い金融商品について、包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整

備し、利用者保護を拡充するとともに、多様化するニーズに応じた金融商品・サービスの提供を可能とするという点及び適正な利用者保護と公正・効率・透明な市場の構築を目的として証券取引法を改組し、投資サービス法を制定するという点に賛成。

- 我が国金融市場が公正、効率的・競争的なものでなければならず、そのためには金融商品に関する横断的な規制は必須であり、その観点から、「中間整理」で示されている概要・趣旨は支持。

2. 各論

上記以外の意見の概要を、「中間整理」の章立てに沿って整理すると以下のとおり。

I. 投資サービス法の対象範囲

全般

- 日本版ビッグバン後に問題あるリスク商品が登場し、また、法規制の網から漏れた投資商品が大きな被害を発生させるようになった状況に鑑み、既存の金融商品を幅広く取り込むことに加えて、新しい金融商品や際間的金融商品を漏れなく対象とする必要があり、金融商品を広く定義する包括的規定が不可欠。
- 投資サービス法が適用される金融商品は限定すべきでなく、包括的な定義をおき、すべての金融商品に適用される構造とすべき。仮に、包括的な定義により、本来、金融商品として予定していないものが適用対象となるようなケースについては、例外的に除外するという方式をとればよい。
- 既存の利用者保護法制の対象となっていない商品についての規制整備は急ぐべきであるが、投資性商品と保険商品のように類似性が低い商品に対する規制を一元化することについては十分かつ慎重な検討が必要。

預金、保険、共済、信託

- 変額保険・デリバティブ預金について、投資サービス法の規制対象とすべき。
- 預金等について、①元本保証、②現行の販売・勧誘ルールが適切かつ十分、③預金取扱機関は免許業種として厳格な規制の対象、といった点に鑑み、実質的な販売・勧誘規制の追加は不要。デリバティブ預金等の商品についても、元本が保証されているものが大宗であることを踏まえ、その投資性の有無につき、引き続き慎重な検討がなされるべき。
- 保険について、既に保険業法の枠組みの下、保険事業の特性を踏まえた消費者保護ルールが十分に整備されており、保険を含めた幅広い金融法制を検討する際には、それぞれの金融商品の特性を十分踏まえて検討すべき。
- 協同組合が行う共済事業は、営利を目的とせず、共助を通じて組合員の生活を守ることを目的として営まれていることに留意すべき。

- 信託について、自己資産の管理や贈与等を目的とする信託、公益信託といった投資目的とは言えない類型のものについて、投資商品でないことが明らかになるようにすべき。

シンジケートローン

- シンジケートローンについては、投資サービス法の規制対象外とすべき。

デリバティブ取引

- 商品先物取引、海外商品先物・オプション取引も、消費者から見れば利殖を目的とする投資行為であり、投資サービス法の規制対象に含めるべき。
- 商品先物取引については、商品調達・在庫調整・資金調達といった重要な産業インフラである商品市場に関するものであり、本年5月に施行された改正商品取引所法の下で商品市場の健全な発展を図っていくべき。
- デリバティブについては、中小企業も含めて広範に利用されている実態を踏まえ、慎重に検討すべき。
- デリバティブ取引の実務や市場慣行、国際的な整合性についても考慮すべき。

II. 規制内容

行為規制

- 対象範囲拡大と併せて、参入規制についてもさらに強化するとともに、不招請勧誘の禁止、適合性原則、説明義務など最低限の行為規制を盛り込むべき。
- 勧誘・販売等に関わるルールとして、①適合性原則（ベストアドバイス義務・不適合商品の勧誘禁止等を内容）、②広告・勧誘規制、③不適正な勧誘・販売の禁止、④説明義務等を整備すべき。
- 規制による便益と負担のバランスを考慮し、規制によるコスト増や過重な規制による効率性や革新性の向上の妨害により、利用者利便を低下させることのないようにすべき。
- 不招請勧誘の禁止を義務付けることにより、かえって投資家に対する情報提供の機会が失われてしまうこと、利用者の選択の幅を不当に狭めてしまうことにも十分留意すべき。
- 過剰な弊害防止措置や業務範囲規制について見直しを進めるべき。

プロとアマの区分

- 投資家保護規定の適用されない「プロ」は、機関投資家に限定されるべき。
- 「プロ」と「アマ」の区分については、プロとされる範囲を拡大するとともに、プロに対する行為規制やプロ私募の要件とされる転売制限を大幅に緩和し、プロ間の市場の自由度や効率性を高めるべき。

Ⅲ. 集団投資スキーム（ファンド）

- 一般投資家に販売するファンドについて、投資家保護の実効ある規律が必要であり、ファンドの届出・登録、運用者の資格要件等の規定を整備すべき。
- ベンチャーファンドに対する過度の規制によりベンチャー企業の成長・発展が阻害されることがないよう配慮が必要。
- プロ投資家や外国人のみを対象とする投資ファンド、不動産私募ファンドについては、届出・登録は不要とすべき。
- 運用者の資格要件について、不動産信託受益権を投資対象とする運用者に対しては、不動産運用に関する相応の知識を要求すべき。
- いわゆるNPOバンクのように、①出資に対して利子や配当を支払わず、②出資を譲渡することを制限し、③脱退や解散時の払い戻しについて出資の価額を限度とするものは、投資に該当せず、投資サービス法の規制対象外であることを法に明記すべき。
- 商品ファンドについては、より柔軟なファンドの組成が可能となるよう運用制限を緩和すべきとの意見もあるが、仮に商品ファンドが投資サービス法（仮称）において規制される場合には、その商品性、既存業者の継続可能性、商品市場に対する政策を阻害しないようにすべき。
- 不動産特定共同事業法は十分な投資家保護がなされており、規制対象は投資対象が実物不動産である場合に限定されていることから、投資サービス法による規制の対象外とすべき。

Ⅳ. 市場のあり方

- 消費者の方を向いた市場という側面から、取引所情報の消費者への開示・提供、不透明な市場（取引システム）の改善等を検討すべき。
- 投資証券についても上場されているものについては、株式同様、大量保有報告制度の対象とすべき。
- 排出権について、仮に将来取引所取引の対象とするのであれば、石油製品や原油等と同様、産業インフラとしての機能を十分に発揮できる市場で取扱うべき。

Ⅴ. ルールの実効性の確保（エンフォースメント）

市場行政体制

- 幅広い金融商品を対象とした漏れのない制度にふさわしい組織が監視監督機能を担う必要があり、国家行政組織法第3条に規定する独立行政委員会として、金融サービス委員会を設置し、監督、監視を行うこととすべき。日本版SEC、

CFTCの設置等により、市場監視機能を強化すべき。

- 従来よりも広い対象に対して新たな参入規制を設ける趣旨であれば、登録事務等が発生し、行政の肥大化を招きかねない。投資家保護についても「小さな政府」の実現を大前提として検討すべき。
- エンフォースメントの強化については、その重要性に配慮しつつ、費用対効果を慎重に検討し、金融・資本市場の効率性を損ねないような枠組みにすべき。

民事責任規定

- 金融商品販売法については、適用対象を拡充するだけでなく、同法とは別の行為規制を拡充すべき。
- 不招請勧誘をした場合に取消権等の民事効の付与、適合性原則違反に対する損害賠償義務・取消権・無効等の民事効を設けるべき。
- クーリングオフ、契約取消権、損害賠償責任を明確にする必要。

自主規制機関

- 自主規制機関の役割を十分に果たしていくため、自主規制機関への加入を義務付けるべき。
- 自主規制機関として機能するためには、商品の特殊性を踏まえた組織や人材等の整備が必要であることも踏まえ、自主規制機関の取扱いは慎重に検討すべき。

平成17年6月30日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 二家 勝明

外務員給与等における業績給の取扱について

給与所得と業績給与（歩合給）との併用制を採用する商品取引員各社に対して、国税当局並びに各地税務署より、業績給与については「外務員報酬」としては認められないので「給与所得」として源泉徴収すべきであること、過去にさかのぼって修正申告をすること等の指摘がなされています。

会員各社における指摘の状況は必ずしも同一とは言えませんが、指摘の概要を整理すると以下の通りです。

- (1) 外務員給与等のうち、業績給（能力給）については、外務員が事業所得として確定申告をしているが、これは出来高払いの「給与所得」であって「外務員報酬」とは認められない。
- (2) ガソリン代等の営業交通費や通信費、情報収集費等は、会社が相当額を負担しており、外務員負担とは認められない。「外務員報酬」としてでなく「給与所得」として取り扱うべきである。
- (3) 外務員と会社との間に請負契約が存在せず、外務員活動が会社組織体制の指揮監督下にあり、会社の就業規則に則って営業に従事している。委託者紛争において弁護士費用や和解金等について、その全部又は一部が外務員が負担することとはなっていない。

以上から外務員活動が個人の計算と責任によって行われているとは認めがたい。会社は業績給（能率給）について「給与所得」として源泉所得税を徴収すべきである。

以上の指摘を踏まえすと、税務当局が求めているのは、

- ① 外務員契約（請負契約）や外務員報酬規定の整備されている歩合外務員である場合以外では、「外務員報酬」としては認められないこと

② 社員営業における業績給（能力給）については「給与所得」として会社が源泉所得税の徴収を行うべきであること

③ 業績給は外務員報酬（「事業所得」としての取扱）とは認められないので確定申告の対象とならないことを外務員に徹底すること

の3点であると理解されます。税務当局は、歩合外務員以外の外務員給与等の税務上の取扱について、少なくとも平成17年度から「給与所得」として適正に源泉所得税を徴収することを商品取引員に強く求めていると言えます。

本会は、会員各社の外務員給与等の実態を知る立場にないため、会員各社からの情報をもとに、税務当局の動向をお知らせします。会員各社において、適切に対応していただきたく、ご報告申し上げる次第です。

なお、昨今、委託手数料の全面自由化に対応して各社において社員ディーラーの育成に注力されているところですが、営業職に係る業績給についての取扱と同様に、会員自己玉部門の社員ディーラーの成功報酬についても「給与所得」としての取扱となる旨の指摘がなされていることについても、併せてお知らせいたします。

以上

(参考) 商品取引業源泉研究会について

本会の前身である全国商品取引員協会連合会（「全協連」）の時代の昭和50年に、日本橋税務署等から、①会社が外務員の経費負担をしておきながら外務員が確定申告時に経費を自己が支弁した形で申告することは問題であること、②歩合外務員については外務員報酬から経費を自己支弁することができるが、40%を越える経費率は高すぎること等の指摘が会員に対して行われていた。歩合外務員の外務員報酬に係る経費に関連し、社員営業における業績給を外務員報酬として取り扱う要件についても指摘がなされた。こうした指摘を契機に、日本橋税務署管内の商品取引員を正会員として「商品取引業界源泉研究会」を同年7月に結成した（事務局は、設立当初、全協連に設置、平成5年の社団法人・日本商品取引員協会設立以降は会長会社に設置）。

以来、平成13年3月の解散までの25年間、日本橋税務署の指導の下に源泉所得税の法規・取扱実務に係る講習会と同署担当官等との意見交換会を定期的に開催し、歩合外務員への税務申告実務研修等を通じて日本橋税務署管内の税務行政に協力し、併せて商品取引員業務についての理解を深めてきた。

発足当時の会員数は67社（日本橋税務署管内の取引員を会員、在京取引員と在京取引所を賛助会員で構成）であり、その中、完全歩合給を採用の取引員は17社、完全固定給採用の取引員は22社、固定・歩合併用給の取引員40社、という状況であったが、解散時は会員数は36社（団体）であった。

メンバー会社の歩合外務員は住所地でなく日本橋税務署に確定申告することとして、源泉研究会で審査した確定申告書類については、経費としての控除が40%（証拠書類の添付なしに）無条件に認められ、経費率40%を越える場合には、源泉研究会で証拠書類を点検して正当と認められる場合には、その控除が可能であった。源泉研究会における税務行政への協力を評価された結果であった。

一方、その後、外務員の記帳義務や領収書等証拠書類の保存義務の強化により、経費の無条件一定率控除は認められなくなり、外務員自身が直接に日本橋税務署に提出することが求められるようになったため、研究会の役割は限定的となった。その間、農水省や通産省の指導により歩合給外務員の資格要件が強化されたこと等もあり歩合外務員が減少し日本橋税務署に確定申告する外務員も次第に減少したこと、外務員における納税実務の定着が見られる状況等から判断されて源泉研究会の解散に至ったものである。

17 先物振興発第 75 号
平成 17 年 10 月 14 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二家 勝明

委託者等からの取引履歴の確認請求への取引員の協力義務のあり方について

委託者等取引顧客から当該顧客の取引経過・取引履歴についての資料請求があった場合における商品取引員の法定帳簿等取引関係書類の開示・提示に係る協力体制を、業界としてどのように制度化するのが適当であるのかについて、両主務省から業界としての方針について検討依頼がありました（別紙メモ参照）。

具体的な制度化の方法としては、三つが想定されます。

- 1). 主務省が商品取引所及び商品取引員等の監督等に当たっての留意事項（商品取引所法の「事務ガイドライン」）を作成する方法
 - 2). 日本商品先物取引協会（日商協）の自主規制規則等において手当てする方法
 - 3). 日本商品先物振興協会において会員が個別に宣言すること等により対応する方法
- 当協会としては、これらの方法の中では、自主規制機関である日商協において開示義務を定める方が社会的に自主規制機関の公正性や透明性が評価され、社会的な信頼を得る上においても、又、業界の姿勢を示す上においても、望ましい方法であると思料します。

三方法を比較すると、1) の事務ガイドラインによる義務化は、「強制しないと動かない業界」、「業界の自主性の否定」とも受け取られかねず好ましい選択とはいえないこと、3) の会員による取引履歴開示請求への協力姿勢の表明・宣言等ということでは、業界全体としての不透明感の払拭は困難であること等、各々難点があります。これに対して、2) については、既に、日商協の自主規制ガイドラインにおいて、「委託者の疑義等の解明努力」として手当てされてきたところであり、法定帳簿等の取引記録の提示等として明示的に規定することに会員の違和感はないといえます。

以上を勘案すれば、取引履歴等の確認請求に係る商品取引員の協力義務に係る業界の最

善の選択は、日商協の自主規制における義務化であると考えます。このことについて、両主務省に回答することとしますので、会員各位のご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、個人情報保護法は必ずしも全ての商品取引員に適用されるものではありませんが、業界として上記対応で臨むことを踏まえ、個人情報保護法に基づく委託者等からの請求に応じることについても会員各位のご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上

- (送付資料) ○委託者等からの取引履歴の確認請求への取引員の協力義務のあり方
○金融庁事務ガイドライン（金融会社関係）改正の概要

委託者等からの取引履歴の確認請求への取引員の協力義務のあり方 (メモ)

(法定帳簿等取引関係書類の開示請求への協力制度について)

平成17年9月21日、主務省から、協会に対し、委託者の情報開示に係る以下の状況が伝えられ、これらを考慮し、協会として委託者からの取引履歴の開示の制度化のあり方について検討依頼があった。

1. 貸金業に係る最高裁判決(平成17年7月19日第3小法廷判決平成16年(受)第965号過払等請求事件)

最高裁において、金融庁が貸金業者の監督につき規定している同法の事務ガイドラインの主旨にまで踏み込んで、「貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上これを開示すべき義務を負う」とする主旨の判決が下されていること。

2. 個人情報保護法上の解釈

平成17年4月1日施行の「個人情報保護法」上、その適用は5千人以上の顧客情報等の個人情報を有する取引員に限定されるものの、委託者等取引顧客から委託者勘定元帳等の法定帳簿等の提示・開示請求があった場合には、これを拒むことは許されないと解釈されること(個人情報保護法上、情報を開示しないことができる例外には当たらないと解釈されること)。

3. 名古屋高裁判決との関係

顧客の法定帳簿の開示・提示請求を取引員が拒否したことに係る裁判において、当該法定帳簿の内容について、受託契約準則に従うことにより民法645条(受任者の報告義務)の適用はないとする名古屋高等裁判書の判決(平成11年3月29日判決 平成10年(ネ)第827号)は、民法645条との関係では影響を持ち得たものの、少なくとも、当該判決以後制定された個人情報保護法との関係においては、もはや開示請求拒否の有効な説明とはならないと解されること。

4. 委託者の疑義等の解明努力義務についての日商協の自主規制の存在

そもそも、自主規制協会である日本商品先物取引協会の「受託業務管理規則の制定に係るガイドライン」において、『委託者の疑義等の解明に努力』することを掲げ、「取引記録の充実・整備により、積極的に委託者からの疑義の解明に当たるとともに法定帳簿の提示等により早期の疑義の払拭を行うこと」(平成12年3月30日改正)とされ、既に開示についての自主規制が存在していること。

(注1) 日商協の平成12年3月のガイドライン改正において、法定帳簿の提示等により委託者の疑義等の解明努力を盛り込んだ際に、名古屋高裁の同判決を否定してまで自主規制として定める必要性について議論された経緯がある。しかし、取引実態が委託者の取引意思を無視したものでない限りは、協力することの方が対外的に透明性を確保できるとして導入されたものである。

(注2) 平成17年5月の改正法の施行に際して、下線部を「関係資料の提示等により」(平成17年5月1日)と改正されている。

5. 主務省への行政処分申し立ての増加

弁護士等委託者の代理人からの当該顧客の取引記録・取引履歴資料の請求の申し立てが増加しており、主務省としては、実態が改善されるよう、商品取引員の法定帳簿等取引関係書類の開示・提示に係る協力体制の制度化について検討せざるを得ない状況にあること。

特に、上記最高裁判決を踏まえ、金融庁が貸金業法の事務ガイドラインにおいて、業務帳簿の開示請求があった場合にこれを拒むことが、貸金業法上の法令違反に該当する旨明示化したことは、商品取引員に同様の保存義務を法定している商品取引所法を所管する行政庁の対応として、考慮に入れなければならないこと。

(平成17年9月21日)

改正の概要

1. 改正の趣旨

貸金業者に取引履歴の開示義務があり、正当な理由に基づく開示請求を拒否した場合には行政処分の対象となり得ることを明確化するとともに、併せて、弁護士等の代理人を通ずる場合を含め、取引履歴の開示が求められた際の本人確認の手続について明確化するもの。

2. 改正の概要

(1) 貸金業者の取引履歴開示義務の明確化

事務ガイドライン3-2-2において、貸金業の規制等に関する法律第13条第2項で禁止されている「偽りその他不正又は著しく不当な手段」に該当するおそれが大きい行為の事例を列挙しているところであるが、これに、顧客等の弁済計画の策定、債務整理その他の正当な理由に基づく取引履歴の開示請求に対してこれを拒否すること、を加える。

(2) 取引履歴開示請求の際の本人確認手続きの明確化

取引履歴の開示を求められた際の本人確認の方法として十分かつ適切であると考えられるものとして以下を例示する。

- ① 顧客等自身が開示請求をする場合であって、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）に規定する方法による場合

- ② 顧客等の代理人が開示請求をする場合であって、以下イ～ハの書類の全てを提示する場合

イ 顧客等の本人確認のための書類（本人確認法施行規則に規定する本人確認書類（写しを含む。）であれば十分かつ適切である。）

ロ 顧客等の署名・捺印により代理人との間の委任関係を示す書類（債務整理についての委任関係が示されていること等により取引履歴開示請求についての委任関係が推認し得るものを含む。捺印は、イの書類が本人確認法施行規則に規定する本人確認書類（写しを含まない。）であれば、必ずしも印鑑登録された印鑑又は契約書に捺印された印鑑によらなくてもよい。）

ハ 代理人の身分を証明する書類（弁護士、司法書士等が代理人である場合は、ロの書面において事務所の住所、電話番号等の連絡先が示されていればよい。）

判例 平成17年07月19日 第三小法廷判決 平成16年(受)第965号
過払金等請求事件

要旨:

貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、特段の事情のない限り、信義則上これを開示すべき義務を負う

内容:

件名 過払金等請求事件 (最高裁判所 平成16年(受)第965号 平成17年07月19日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

原審 大阪高等裁判所 (平成15年(ネ)第3348号)

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人B, 同Aの上告受理申立て理由について

1 原審の確定した事実関係の概要等は、次のとおりである。

- (1) 被上告人は、貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業法」という。)3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者である。
- (2) 被上告人は、第1審判決別紙「利息制限法による計算書」記載のとおり、平成4年2月26日から平成14年10月10日まで、109回にわたって上告人に金銭を貸し付け、129回にわたって上告人から弁済を受けた。
- (3) 上記各貸付け(以下「本件各貸付け」という。)の約定利率は、利息制限法1条1項所定の制限利率を超過している。
- (4) A弁護士は、平成14年10月、上告人から債務整理を依頼され、同年11月1日付け通知書で、被上告人に対し、上告人の代理人となる旨の通知をするとともに、上告人と被上告人との間の全取引の明細が整わないと返済の計画を立てることができず、返済案の提示が遅れる旨付記した上、過去の全取引履歴の開示を要請した。しかし、被上告人は、取引履歴を全く開示しなかった。
- (5) A弁護士は、同月25日、同弁護士の事務所の事務員(以下「事務員」という。)に指示して、債権届を至急提出するよう被上告人に電話連絡をさせた。その際、被上告人の担当者は、和解を前提とする話し合いを申し出たが、事務員は、先に取引履歴の開示を求める旨返事をした。
- (6) A弁護士は、同年12月10日及び平成15年1月10日にも、事務員に上記電話連絡と同様の電話連絡をさせ、さらに、同年2月12日付け書面及び同年3月13日付

け取引履歴開示請求書により全取引履歴の開示を求めたが、被上告人はこれに応じなかった。

(7) 上記取引履歴開示請求書には、B弁護士も上告人の代理人になること、同年3月20日までに取引履歴を開示するよう求めることが記載されていたので、被上告人の担当者は、同月14日、B弁護士に電話をして和解を申し出たが、同弁護士は、早急に取引履歴の開示を求めると言ってこれを断り、同年4月4日の電話で、被上告人に対して更に取引履歴の開示を求めた。これに対して、被上告人の担当者は、「みなし弁済の規定の適用を主張する。和解交渉をさせていただくが、取引履歴の開示はできない。」と答えた。

(8) B弁護士と被上告人の担当者との間では、同月15日、16日にも電話で同様のやり取りがあり、結局、上告人は、同月18日、本件訴訟を提起した。

(9) 本件訴訟は、上告人が、被上告人に対し、本件各貸付けにつき支払われた利息について、利息制限法1条1項に定める利息の制限額を超える部分を元本に充当すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還を求めるとともに、貸金業者である被上告人は、貸金業法等の法令又は契約関係から生ずる信義誠実の原則に基づき取引履歴の開示義務があるのに、合理的な理由なく上告人からの開示要求に応じなかったものであり、そのために上告人の債務整理が遅れ、上告人は精神的に不安定な立場に置かれたとして、不法行為による慰謝料の支払を求めるものであるが、過払金の返還請求については、第1審で認容され、被上告人はこれに対して不服を申し立てなかった。

(10) 被上告人は、本件訴訟(第1審)において上告人との間の全取引履歴の開示をした。

2 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断し、上告人の慰謝料請求を棄却すべきものとした。

(1) 貸金業法その他の法令上、貸金業者の取引履歴の開示義務を定めた明文規定はない。貸金業法19条は、取引履歴の開示義務を定めたものではなく、金融庁事務ガイドライン3-2-3は、行政上の監督に関する指針と考えられるもので、法的な権利義務を定めたものとは理解できないし、その内容も一般的な開示義務があるとしたものとは理解し難い。

また、貸金業者と債務者との間には、契約関係があり、これに基づく権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行うべきものであるが、信義誠実の原則から、当然に、取引履歴の開示義務が導かれると解することも困難である。

(2) 債務者の開示要求に対し、貸金業者が取引経過に関する情報を開示しないことが、信義誠実の原則に著しく反し、社会通念上容認できないものとして、不法行為上、違法と評価される場合もあり得る。

しかし、本件の場合、上告人は、債務を確定し債権者への平等弁済等を図るため

はなく、過払金返還請求をするために、取引履歴の不開示による上告人の債務整理手続への影響等の個別事情は一切明らかにせず、取引履歴の開示要求をしたものであり、これに応じなかった被上告人の行為をもって、信義則に著しく反し、社会通念上容認できないものとして、不法行為上違法と評価され、損害賠償義務が発生すると断定することは困難である。

(3) 債務整理が遅れたことによる上告人の精神的負担は、消費貸借という取引行為に起因するものであるから、基本的には、過払金返還請求(遅延損害金を含む。)が認められることにより損害がてん補される関係に立つものというべきであり、それを超えた特別の精神的損害が発生するような事情は見当たらない。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 貸金業法19条及びその委任を受けて定められた貸金業の規制等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)16条は、貸金業者に対して、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿(以下「業務帳簿」という。)を備え、債務者ごとに、貸付けの契約について、契約年月日、貸付けの金額、貸付けの利率、弁済金の受領金額、受領年月日等、貸金業法17条1項及び18条1項所定の事項(貸金業者の商号等の業務帳簿に記載する意味のない事項を除く。)を記載し、これを保存すべき義務を負わせている。そして、貸金業者が、貸金業法19条の規定に違反して業務帳簿を備え付けず、業務帳簿に前記記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は業務帳簿を保存しなかった場合については、罰則が設けられている(同法49条7号。貸金業法施行時には同条4号)。

(2) 貸金業法は、貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するに当たり、17条1項所定の事項を記載した書面(以下「17条書面」という。)を債務者に交付し、弁済を受けた都度、直ちに18条1項所定の事項を記載した書面(以下、17条書面と併せて「17条書面等」という。)を弁済者に交付すべき旨を定めている(17条、18条)が、長期間にわたって貸付けと弁済が繰り返される場合には、特に不注意な債務者でなくても、交付を受けた17条書面等の一部を紛失することはあり得るものというべきであり、貸金業法及び施行規則は、このような場合も想定した上で、貸金業者に対し、同法17条1項及び18条1項所定の事項を記載した業務帳簿の作成・備付け義務を負わせたものと解される。

(3) また、貸金業法43条1項は、貸金業者が業として行う金銭消費貸借上の利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払ったものについては、利息制限法1条1項に定める利息の制限額を超えるものであっても、17条書面等の交付があった場合には有効な利息債務の弁済とみなす旨定めており(以下、この規定によって有効な利息債務の弁済とみなされる弁済を「みなし弁済」という。)、貸金業者が利息制限法1条1項所定の制限利率を超える約定利率で貸付けを行うときは、みなし弁済をめぐ

る紛争が生ずる可能性がある。

(4) そうすると、貸金業法は、罰則をもって貸金業者に業務帳簿の作成・備付け義務を課すことによって、貸金業の適正な運営を確保して貸金業者から貸付けを受ける債務者の利益の保護を図るとともに、債務内容に疑義が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、みなし弁済をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することを図ったものと解するのが相当である。金融庁事務ガイドライン3-2-3(現在は3-2-7)が、貸金業者の監督に当たっての留意事項として、「債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたときに協力すること。」と記載し、貸金業者の監督に当たる者に対して、債務内容の開示要求に協力するように貸金業者に促すことを求めている(貸金業法施行時には、大蔵省銀行局長通達(昭和58年9月30日付け蔵銀第2602号)「貸金業者の業務運営に関する基本事項について」第2の4(1)ロ(ハ)に、貸金業者が業務帳簿の備付け及び記載事項の開示に関して執るべき措置として、債務内容の開示要求に協力しなければならない旨記載されていた。)のも、このような貸金業法の趣旨を踏まえたものと解される。

(5) 以上のような貸金業法の趣旨に加えて、一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還を請求できないばかりか、更に弁済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿(保存期間を経過して保存しているものを含む。)に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。そして、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。

(6) 前記事実関係によれば、上告人の取引履歴の開示要求に上記特段の事情があったことはうかがわれない。そして、上告人は、債務整理を弁護士に依頼し、被上告人に対し、弁護士を通じて、半年近く、繰り返し取引履歴の開示を求めたが、被上告人がこれを拒絶し続けたので、上告人は、その間債務整理ができず、結局、本件訴訟を提起するに至ったというのであるから、被上告人の上記開示拒絶行為は違法性を有し、これによって上告人が被った精神的損害については、過払金返還請求が認められることにより損害がてん補される関係には立たず、不法行為による損害賠償が認められなければならない。

現 行	改 正 後
<p>3-2 業務関係</p> <p>貸金業者に対する法第3章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。</p> <p>3-2-2 貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いることの禁止</p> <p>法第13条第2項の規定に該当するかどうかは、個別の事実関係に則して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれ大きいことに留意する必要がある。なお、「不正な」行為とは違法な行為、「不当な」行為とは客観的に見て、実質的に妥当性を欠く又は適当でない行為で、不正（違法）な程度にまで達していない行為をいう。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 顧客の債務整理に際して、当該顧客から帳簿の開示を求められ、これに応じる場合において、虚偽の回答を行うこと。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>3-2-8 取引関係の正常化</p> <p>3-2-1、3-2-2、3-2-6及び3-2-7のほか、貸金業者の監督に当たっては、法の趣旨を踏まえ、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。</p> <p>(1) 債務者、保証人その他の債務の弁済を行おうとする者から、帳簿の記載事項のうち、当該弁済に係る債務の内容について開示を求められたと</p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 顧客、顧客に代わり保証債務を履行しようとする者若しくはこれらの者以外の者であって顧客の同意を得た上で顧客に代わり債務の弁済を行おうとする者（以下「顧客等」という。）又は顧客等の代理人が、弁済計画の策定、債務整理その他の正当な理由を示した上で貸金業者に取引履歴の開示を求めた場合において、これを拒むこと又は虚偽の回答を行うこと。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(1) 顧客等又は顧客等の代理人から取引履歴の開示を求められた際に、開示の求めをする者が開示を求められた取引履歴に係る顧客等本人又は本</p>

4 以上と異なる見解に立って、上告人の被上告人に対する請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかかな法令の違反がある。論旨は、上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、慰謝料の額について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 濱田邦夫 裁判官 上田豊三 裁判官 藤田由靖 裁判官 堀籠幸男)

現 行	改 正 後
<p>きに協力すること。</p>	<p>人の代理人（以下「本人等」という。）であることの確認の方法を定めるに当たっては、個人情報保護法第29条第4項及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第19条第2項の趣旨を踏まえ、十分かつ適切なものとし、本人等に過重な負担を課するものとならないこと。</p> <p>例えば、以下の方法による場合には、本人等であることの確認の方法として十分かつ適切であると考えられる。</p> <p>① 顧客等自身が開示の求めをする場合であって、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に規定する本人確認の方法による場合。</p> <p>② 顧客等の代理人が開示の求めをする場合であって、以下イからハに掲げる書類の全てを提示する場合。</p> <p>イ 当該顧客等が、開示を求める取引履歴に係る顧客等本人であることを証明する書類（注）</p> <p>（注）金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下「本人確認法施行規則」という。）に規定する本人確認書類（写しを含む。）のいずれかであれば十分かつ適切である。</p> <p>ロ 当該顧客等の署名及び捺印（注）により、当該顧客等と当該代理人との間の取引履歴開示請求についての委任関係が示されている書類（債務整理についての委任関係が示されていること等により取引履歴開示請求についての委任関係があることが推認し得るものを含む。）</p> <p>（注）捺印については、イの書類が本人確認法施行規則に規定する本人確認書類（写しを含まない。）である場合には、必ずしも印鑑登録された印鑑又は当該顧客等との契約書に捺印された印鑑によりなされたものである必要はない。</p> <p>ハ 代理人の身分を証明する書類（注）</p> <p>（注）顧客等の代理人が、弁護士、司法書士等の公的資格を有する者であって、その職能団体への登録が法律上義務付けられていることにより当該代理人についての身分の確認が確実かつ容易</p>

現 行	改 正 後																																														
<p>(2) ~ (5) (略)</p> <p style="text-align: right;">別添 1</p> <p style="text-align: center;">参考様式集</p> <p>3 貸金業関係</p> <p>別紙様式18 (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">貸金業関係苦情受付処理状況票</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%;">(具体的内容)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">苦情の内容</td> <td>1 債務整理に係るもの</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 法令等違反に係るもの以外のもの</td> </tr> <tr> <td>(1)保証契約（保証業者）</td> </tr> <tr> <td>(2)帳簿の開示</td> </tr> <tr> <td>(3)その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(O)を付す</td> <td>3 法令等違反に係るもの</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>(1)取立て行為</td> </tr> <tr> <td>(2)契約内容</td> </tr> <tr> <td>(3)金利</td> </tr> <tr> <td>(4)年金担保</td> </tr> <tr> <td>(5)その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)		(具体的内容)	苦情の内容	1 債務整理に係るもの		2 法令等違反に係るもの以外のもの	(1)保証契約（保証業者）	(2)帳簿の開示	(3)その他	(O)を付す	3 法令等違反に係るもの		(1)取立て行為	(2)契約内容	(3)金利	(4)年金担保	(5)その他		(略)			<p>にできる場合においては、ロの書類において、当該代理人の氏名のほか、その所属する弁護士事務所、司法書士事務所等の住所、電話番号等の連絡先が示されていれば、代理人の身分を証明するものとして十分かつ適切である。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>別紙様式18 (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">貸金業関係苦情受付処理状況票</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%;">(具体的内容)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">苦情の内容</td> <td>1 債務整理に係るもの</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>2 法令等違反に係るもの以外のもの</td> </tr> <tr> <td>(1)保証契約（保証業者）</td> </tr> <tr> <td>(2)その他</td> </tr> <tr> <td>(3)その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(O)を付す</td> <td>3 法令等違反に係るもの</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>(1)取立て行為</td> </tr> <tr> <td>(2)契約内容</td> </tr> <tr> <td>(3)金利</td> </tr> <tr> <td>(4)年金担保</td> </tr> <tr> <td>(5)帳簿の開示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)		(具体的内容)	苦情の内容	1 債務整理に係るもの		2 法令等違反に係るもの以外のもの	(1)保証契約（保証業者）	(2)その他	(3)その他	(O)を付す	3 法令等違反に係るもの		(1)取立て行為	(2)契約内容	(3)金利	(4)年金担保	(5)帳簿の開示		(6)その他		(略)		
(略)		(具体的内容)																																													
苦情の内容	1 債務整理に係るもの																																														
	2 法令等違反に係るもの以外のもの																																														
	(1)保証契約（保証業者）																																														
	(2)帳簿の開示																																														
	(3)その他																																														
(O)を付す	3 法令等違反に係るもの																																														
	(1)取立て行為																																														
	(2)契約内容																																														
	(3)金利																																														
	(4)年金担保																																														
(5)その他																																															
(略)																																															
(略)		(具体的内容)																																													
苦情の内容	1 債務整理に係るもの																																														
	2 法令等違反に係るもの以外のもの																																														
	(1)保証契約（保証業者）																																														
	(2)その他																																														
	(3)その他																																														
(O)を付す	3 法令等違反に係るもの																																														
	(1)取立て行為																																														
	(2)契約内容																																														
	(3)金利																																														
	(4)年金担保																																														
(5)帳簿の開示																																															
(6)その他																																															
(略)																																															

現 行	改 正 後																																																								
<p>別紙様式19 (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">貸金業関係苦情処理総括票 (年 月分)</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局</p> <p>1 受付状況 (略)</p> <p>2 苦情内容・処理結果 (単位:件)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="13" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">苦情の内容</td> <td>1 債務整理に係るもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 法令等違反に係るもの以外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)保証契約(保証業者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)帳簿の開示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 法令等違反に係るもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)取立て行為</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)契約内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)金利</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)年金担保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	苦情の内容	1 債務整理に係るもの	(略)	2 法令等違反に係るもの以外のもの		(1)保証契約(保証業者)		(2)帳簿の開示		(3)その他		3 法令等違反に係るもの		(1)取立て行為		(2)契約内容		(3)金利		(4)年金担保		(5)その他		計		(略)		<p>別紙様式19 (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">貸金業関係苦情処理総括票 (年 月分)</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <p>1 受付状況 (略)</p> <p>2 苦情内容・処理結果 (単位:件)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="13" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">苦情の内容</td> <td>1 債務整理に係るもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 法令等違反に係るもの以外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)保証契約(保証業者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 法令等違反に係るもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)取立て行為</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)契約内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)金利</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)年金担保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)帳簿の開示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	苦情の内容	1 債務整理に係るもの	(略)	2 法令等違反に係るもの以外のもの		(1)保証契約(保証業者)		(削除)		(2)その他		3 法令等違反に係るもの		(1)取立て行為		(2)契約内容		(3)金利		(4)年金担保		(5)帳簿の開示		(6)その他		計		(略)	
苦情の内容		1 債務整理に係るもの	(略)																																																						
		2 法令等違反に係るもの以外のもの																																																							
		(1)保証契約(保証業者)																																																							
		(2)帳簿の開示																																																							
		(3)その他																																																							
		3 法令等違反に係るもの																																																							
		(1)取立て行為																																																							
		(2)契約内容																																																							
		(3)金利																																																							
		(4)年金担保																																																							
		(5)その他																																																							
		計																																																							
	(略)																																																								
苦情の内容	1 債務整理に係るもの	(略)																																																							
	2 法令等違反に係るもの以外のもの																																																								
	(1)保証契約(保証業者)																																																								
	(削除)																																																								
	(2)その他																																																								
	3 法令等違反に係るもの																																																								
	(1)取立て行為																																																								
	(2)契約内容																																																								
	(3)金利																																																								
	(4)年金担保																																																								
	(5)帳簿の開示																																																								
	(6)その他																																																								
	計																																																								
(略)																																																									

〔資料5-(9)〕

平成18年3月29日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

商品取引所法の一部改正案について（ご案内）

金融・資本市場をとりまく各種環境の変化に対応し、投資家保護にかかる横断的規制を整備するため、今次通常国会に提出された「証券取引法等の一部を改正する法律案」により、「金融商品取引法」の制定（証券取引法を改正）とともに商品取引所法の改正が審議されます。

同法律案による商品取引所法の改正内容骨子は、以下の通りです（概要は別紙参照）。

- (1) 広告等の規制 (2) 不当な勧誘等の禁止の拡充 (3) 損失補てんの禁止
- (4) 適合性原則の拡充 (5) 説明義務の拡充
- (6) 断定的判断の提供の損害賠償対象への追加 (7) その他

同法律案は、会期中（6月18日まで）に成立の見込みです。既に、改正法案については金融庁のホームページ等で公表されていますのでご承知のことと存じますが、本会のホームページ上でも閲覧できるようにしましたので、ご案内申し上げます。

改正法に係る会員説明会の開催については、国会で承認可決され次第、主務省にお願いすることとしていますが、法律の細部は主務省令に委ねられることとなります。それまでの間に、改正法の施行上の課題等についてご意見があれば、事務局あて、または本会ホームページからご意見をご提出下さい。随時、本会から主務省に意見の取次ぎをさせていただきます。「損失補てんの禁止」等については、本会としても先行する証券業等の事例を研究し、円滑な施行に向けて取組む所存ですので、会員各位から実務に即したご意見を賜りたくお願い申し上げます。

[本会ホームページからの意見提出要領]

1. ご意見記入ページ：新着情報コーナー「商品取引所法の一部改正案に関するご意見の募集について」
2. 募 集 期 間 ：平成18年3月29日～4月28日

本件に関するご照会先
日本商品先物振興協会
企画調査部門 谷口・日橋まで
03-3664-5731

以上

改正案	現行
<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第一百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。）を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信認金)</p> <p>第一百一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもって、これに充てることができる。</p> <p>4 5 7 (略)</p> <p>(広告等の規制)</p>	<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信認金)</p> <p>第一百一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもって、これに充てることができる。</p> <p>4 5 7 (略)</p>

<p>第二百三十三条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 当該商品取引員の商号</p> <p>二 商品取引員である旨</p> <p>三 商品取引受託業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの</p> <p>2 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>(不当な勧誘等の禁止)</p> <p>第二百三十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘すること。</p> <p>二 商品市場における取引等の受託を内容とする契約（第二百十五條、第二百十七條から第二百十九條まで、第二百二十條の三及び第二百六十九條第五号において「受託契約」という。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。</p>	<p>(新設)</p> <p>(不当な勧誘等の禁止)</p> <p>第二百三十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。</p> <p>二 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。</p>
--	---

(損失補てん等の禁止)

第二百十四条の二 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(新設)

- 一 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品市場における取引等を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- 二 商品市場における取引等につき、自己又は第三者が当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- 三 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は

これらについて生じた顧客の利益を追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。

商品取引員の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
- 二 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）
- 三 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（第二百二十一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補て

んに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品取引員があらかじめ主務大臣の承認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

(適合性の原則)

第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(適合性の原則)

第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、商品市場における取引等の受託を内容とする契約(以下この条から第二百十九条まで及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。)を締結しようとするときは

一 当該受託契約に基づく取引(第二條第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引)の額(当該受託契約に係る上場商品構成

物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金(次号及び第二百二十條の二第一項において「取引証拠金等」という。)の額に比して著しく大きい旨

二 四 (略)

2 (商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)
第二百十八條 (略)

21 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

31 商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百十四條(第一号に係る部分に限る。)[の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧

、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該受託契約に基づく取引(第二條第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引)の額(当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金(次号において「取引証拠金等」という。)の額に比して著しく大きい旨

二 四 (略)

2 (商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)
第二百十八條 (略)
(新設)

21 商品取引員は、顧客に対し前項の規定により説明をしなければならない場合において、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、顧客に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2) 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(金融商品の販売等に関する法律の適用)

第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第六条から第九条までの規定は、商品取引員が行う受託契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百十八条第三項」と同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしながら」と又は同法第七條中「重要事項について説明をしながら」と又は同法第九條中「第一号に係る部分に限る。」の規定に違反したことが又は同法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしながら」と、同法第九條第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的統替えは、政令で定める。

(新設)

(新設)

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に対し商品市場における取引等(商品清算取引を除く。次項において同じ。)を委託した者(商品取引員、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第四項に規定する商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。)をいう。

2) 4 (略)

(他の法令との関係)

第三百四十八条 取引所金融商品市場に類似する施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めるところによるものとする。

(削る)

(削る)

第三百五十八条の二 第二百四十四条の二第一項の規定に違反した場合において、その行為をした商品取引員の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に対し商品市場における取引等(商品清算取引を除く。次項において同じ。)を委託した者(商品取引員、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。)をいう。

2) 4 (略)

(他の法令との関係)

第三百四十八条 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、第六条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによるものとする。

一 証券取引法第十七条に規定する取引所有価証券市場に類似する施設

二 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場に類似する施設

(新設)

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

八 第二百十四条第二号の規定に違反した者

九〇十四 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

六 第二百十四条の二第二項の規定に違反した者

七 第二百十四条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

八〇十四 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

三 第二百十三条の二第二項(第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

四 第二百十三条の二第二項の規定に違反した者

五〇六 (略)

七 第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

(新設)

八〇十三 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

六〇十二 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

(新設)

(新設)

三〇四 (略)

(新設)

若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

八〇九 (略)

第三百七十一条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百五十八条の二、第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十二条第七号、第十号及び第十一号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条(第七号、第十号及び第十一号を除く。)、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第三百七十一条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十二条第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条(第八号及び第九号を除く。)、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

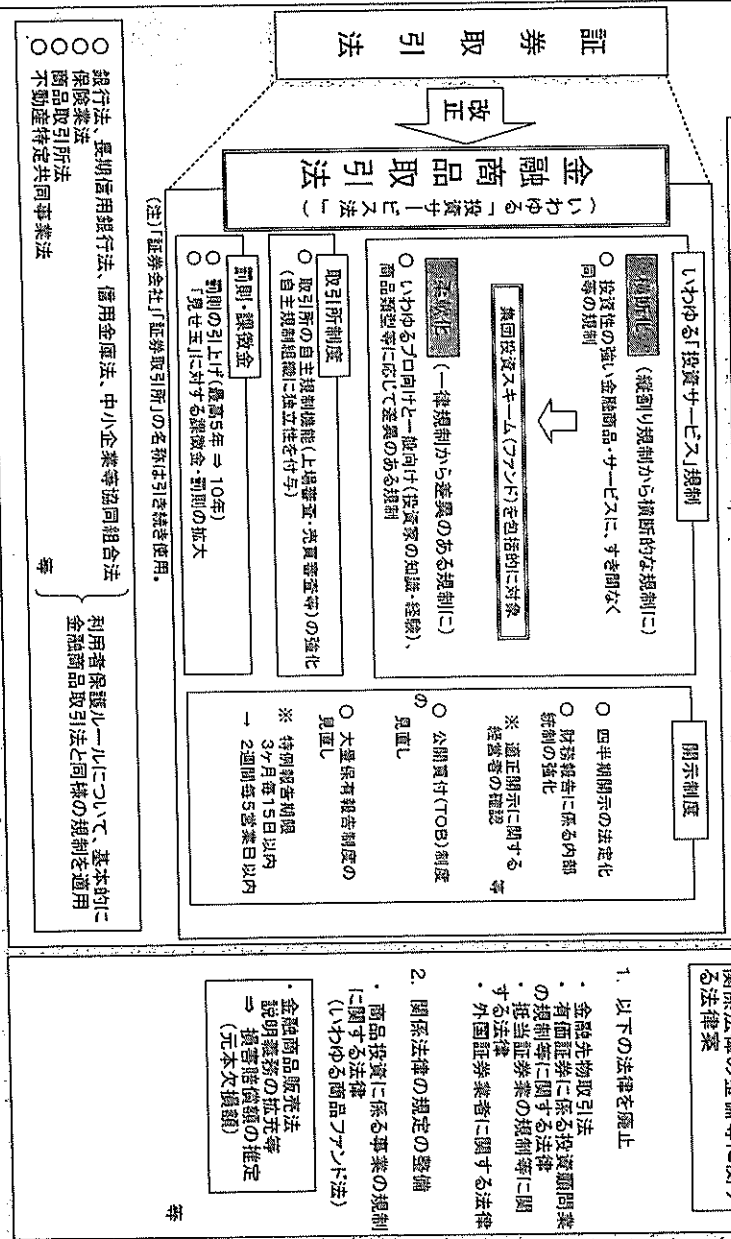
第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第二百二十条の三において準用する金融商品の販売等に關する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者
- 三 (略)

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- (新設)
- 二 (略)

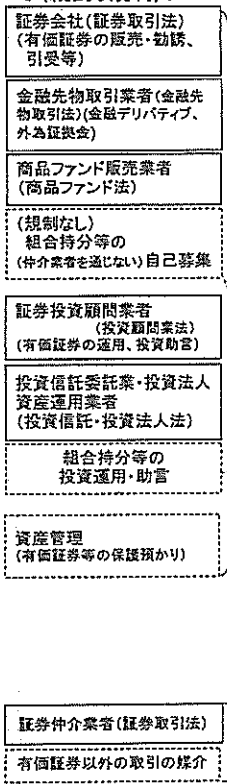
証券取引法等の一部を改正する法律案
(投資者保護のための横断的法制の整備)



規制の横断化と柔軟化

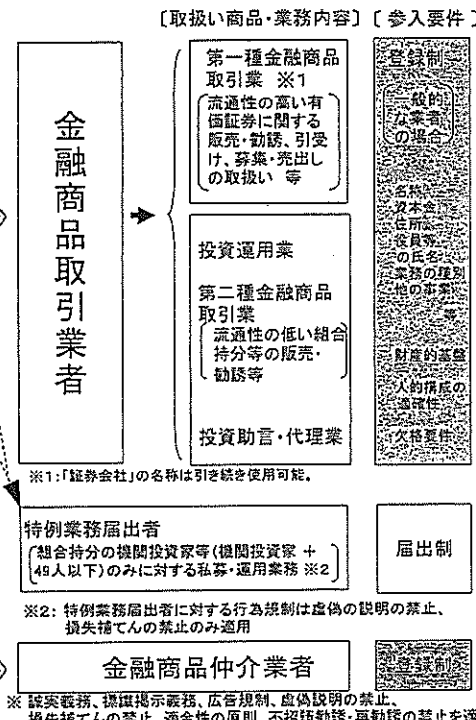
< 金融商品取引法 (いわゆる「投資サービス法」) >

〔現行の法律〕
〔縦割り規制〕



横断化

柔軟化



	行為規制	適用	
		一般投資家向け	プロ投資家向け
共通	・顧客に対する誠実義務 ・営業所又は事務所ごとに標識を掲示する義務	適用	適用
販売・勧誘	・広告規制 (利益の見込み等について著しく事実と相違する表示をすること、及び著しく人を誤認させるような表示をすることを禁止)	適用	<不適用>
	・書面交付義務 (契約締結前の書面交付義務、契約成立時の書面交付義務等)	適用	<不適用>
	・虚偽の説明の禁止	適用	適用
	・損失補てんの禁止	適用	適用
	・適合性の原則 (顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行ってはならない)	適用	<不適用>
運用・助言	・不招請勧誘、再勧誘の禁止 (一般的な制度と位置づけつつ、具体的な適用範囲を政令で指定 ※ 一般投資家向けの外為証拠金取引を対象とする予定)	適用	<不適用>
	・忠実義務、善管注意義務 ・利益相反行為の禁止 ・運用報告書の交付義務	適用	適用 <不適用>
保有価額保証証券	・分別管理等 (自己の固有財産と分別して管理しなければならない)	適用	適用

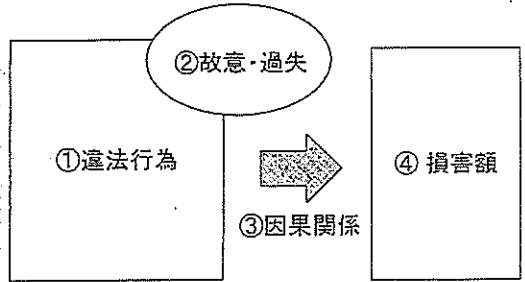
※1: 「証券会社」の名称は引き続き使用可能。
※2: 特例業務届出者に対する行為規制は虚偽の説明の禁止、損失補てんの禁止のみ適用

※ 金融商品取引業者に対する行為規制

金融商品販売法の拡充

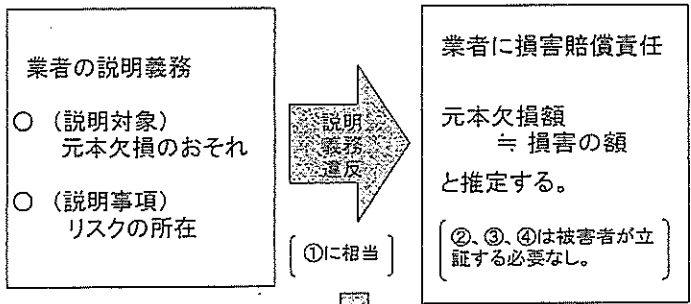
民事上の損害賠償請求の原則(民法709条)

①～④の要件を被害者が立証する必要



金融商品販売法(平成12年制定)

預貯金、保険、有価証券等の幅広い金融商品の販売に関する、民法の損害賠償の規定の特則



(参考)

〔不法行為による損害賠償〕
民法709条 “故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。”

- 金融商品販売法の拡充
- 説明対象: 「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」を追加。
 - 説明事項: 「取引の仕組みのうちの重要な部分」を追加。
 - 業者による断定的判断の提供を禁止 ⇒ 違反に対し、損害額を推定

「証券取引法等の一部を改正する法律案」の概要
(投資者保護のための横断的法制の整備)

1. 法改正の目的

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的法制を整備することで、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図るため、次の所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度を整備することとし、次の所要の改正を行う(公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

- ① 証券取引法の題名を「金融商品取引法」(いわゆる「投資サービス法」)に改正。
- ② 集団で投資を行う契約(「集団投資スキーム」)に関する包括的な定義規定を設けるなど、対象商品を拡大。
- ③ 販売・勧誘、資産運用・助言及び資産管理を全て本来業務とした上で、その内容に応じて業規制を整備。
- ④ 業務の内容や対象顧客(プロか一般投資家か)に応じて、行為規制の適用を柔軟化。
- ⑤ 規制全般の点検を踏まえた規制緩和(例えば、資産運用を行う業者(現在の認可投資顧問業者や投資信託委託業者に対応)の業規制を認可制から登録制とする)。
- ⑥ 「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。

等

(2) 開示規制について、次の所要の改正を行う。

(公布の日から起算して6月(一部(※)については1年)を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

- ① 公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応、投資者への情報提供の充実、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等。
- ② 大量保有報告制度について、特例報告に係る報告期限・頻度の見直し(※)、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化、大量保有報告書の電子提出の義務化(※)等。

(平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用)

- ③ 四半期報告制度の導入及び財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度整備。

等

(3) 開示書類の虚偽記載及び不公正取引の罰則強化等について、次の所要の改正を行う(公布の日から起算して20日間を経過した日から施行)。

- ① 有価証券届出書の虚偽記載及び風説の流布・偽計、相場操縦等に対する法定刑を「現行5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」から「10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金」に、インサイダー取引等に対する法定刑を「現行3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引上げ。

- ② いわゆる「見せ玉」行為について、現行法上、相場操縦行為として刑事罰の対象とされている顧客が行うものについて新たに課徴金の対象化するとともに、証券会社が自己の計算で行うものについて新たに相場操縦行為として刑事罰・課徴金の対象化。

等

(4) 取引所における自主規制業務が的確に遂行されることを確保するための組織形態等について、次の所要の改正を行う(施行時期は(1)と同じ)。

- ① 取引所の自主規制機能の遂行の独立性を確保するため、自主規制業務を担う機関として、「自主規制法人」(別法人)の設立、又は「自主規制委員会」(同一法人内の別組織)の設置を可能とする制度の整備。
- ② 株式会社形態の取引所がその発行する証券を上場する場合の内閣総理大臣の承認制度を整備。
- ③ 株式会社形態の取引所の主要株主規制として、20%を超える議決権の取得・保有を金融商品取引所、地方公共団体等を除き禁止。

等

(5) 銀行法、保険業法、商品取引所法、不動産特定共同事業法等の一部改正(施行時期は(1)と同じ)

幅広い金融商品についての横断的な制度の整備を図るため、次の各法律において金融商品取引法(いわゆる「投資サービス法」)における販売・勧誘規制を準用ないし同等の規制を規定する。

1. 商工組合中央金庫法
2. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
3. 農業協同組合法
4. 水産業協同組合法
5. 中小企業等協同組合法
6. 協同組合による金融事業に関する法律
7. 商品取引所法
8. 信用金庫法
9. 長期信用銀行法
10. 労働金庫法
11. 銀行法
12. 不動産特定共同事業法
13. 保険業法
14. 農林中央金庫法
15. 信託業法

(以上)

〔資料6〕 調査研究事業関連資料

〔資料6-(1)-①〕

平成17年9月9日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会 長 二 家 勝 明

「売買高状況調査」及び「電子取引等に関する調査」
集計結果（最終報告）の送付について

先般実施いたしました標記の2つの調査につきまして、別紙の通り、集計結果の最終報告をお送り申し上げます。ご査収のほど、よろしくお願い申し上げます。

会員各位におかれましては、調査にご協力賜り、誠にありがとうございました。

以 上

売買高状況調査 集計結果

平成17年9月9日
日本商品先物振興協会

調査期間：平成17年7月5日～8月3日
回答会員数：85社(全会員86社)
回答率：98.8%

- [注]
(1)本調査の対象期間区分は年度ベース(4月～3月)
(2)本調査の「売買高」には、オプション取引は含まない。

1.平成16年度(平成16年4月～平成17年3月)の出来高は、前年度対比で業界全体では、13.6%減少の1億3,467万枚(売買高では2億6,934万枚)でした。

貴社の平成16年度の委託売買高の状況は前年度(平成15年度)対比でいかがでしたか。

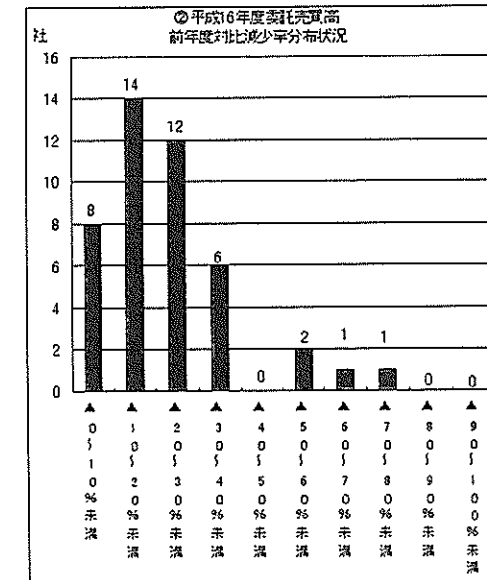
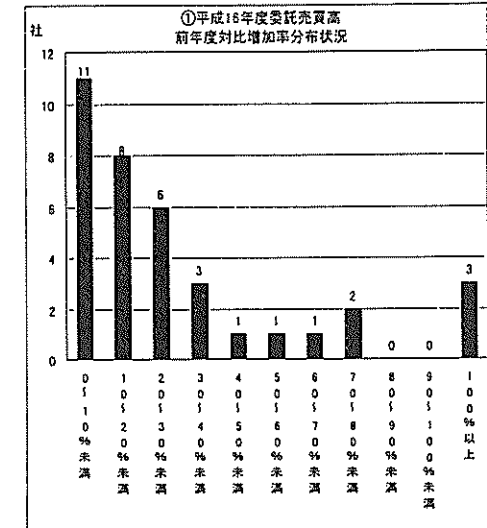
① 増加した	36社	42.4%
② 減少した	44社	51.8%
③ ほぼ同じ	2社	2.4%
前年度なし	3社	3.5%
計	85社	100%

①前年度対比増加率分布状況

0～10%未満	11社	12.9%
10～20%未満	8社	9.4%
20～30%未満	6社	7.1%
30～40%未満	3社	3.5%
40～50%未満	1社	1.2%
50～60%未満	1社	1.2%
60～70%未満	1社	1.2%
70～80%未満	2社	2.4%
80～90%未満	0社	0.0%
90～100%未満	0社	0.0%
100%以上	3社	3.5%
計	36社	42.4%

②前年度対比減少率分布状況

▲0～10%未満	8社	9%
▲10～20%未満	14社	16%
▲20～30%未満	12社	14%
▲30～40%未満	6社	7%
▲40～50%未満	0社	0%
▲50～60%未満	2社	2%
▲60～70%未満	1社	1%
▲70～80%未満	1社	1%
▲80～90%未満	0社	0%
▲90～100%未満	0社	0%
計	44社	51.8%



2. 貴社の平成16年度の委託売買高の多かった上場商品の上位3商品をご記載下さい。

1位として挙げた商品・社数	2位として挙げた商品・社数	3位として挙げた商品・社数
東工取ガソリン 19	中部取ガソリン 20	東穀コーン 13
中部取ガソリン 14	中部取灯油 12	東工取ガソリン 10
東穀NON大豆 11	白金 11	アラビカコーヒー 9
中部取灯油 11	東工取ガソリン 10	金 7
		東穀NON大豆 7
		中部取灯油 7

3. 平成16年度の貴社の委託売買高が1. となったことの主たる要因はどこにあると分析されておられますか。(複数選択可。)

[1. で①「増加した」と回答した 36 社の場合]

(表中の%は、36 社に占める割合)

① 当社主力取引商品の相場状況による。

- A 主力商品の相場の乱高下が激しく、委託者資産の目減りが激しかった。
- B 主力商品の相場の変動が緩やかで売買のチャンスが減少した。
- C 主力商品の人気が離散した。
- D その他

17 社	47.2%
4 社	11.1%
0 社	0%
1 社	2.8%
6 社	16.7%

「D その他」の主力商品に係る要因

- ・主力商品の相場変動が大きく人気があった。
- ・農産物市場が適度に変動し売買チャンスが増加した。
- ・石油市場の値動き、農産物市場の活況などで売買が増えた。
- ・主力商品の値動きにうまく乗れた。
- ・石油市場の活況により売買高が増加した。

② 人気商品の一極集中が見られた。

③ 当社主力商品をボラティリティ(変動性)のある商品に集中できなかった。

④ 株価の回復で株式市場に人気を奪われた。

⑤ 当社は先行的に委託者保護ガイドラインの行為規制を実施した。

⑥ 東京ゼネラルの委託者債権処理、改正商品取引所法の国会審議、金融先物取引法の審議等、商品取引員の行為規制強化への風圧が強かったこと。

⑦ 純資産額規制比率の先行適用等により、自己売買を抑制したため、委託玉リスクを解消できなくなったため。

⑧ その他

18 社	50.0%
0 社	0%
0 社	0%
1 社	2.8%
0 社	0%
2 社	5.6%
6 社	16.7%

「⑧ その他」の要因

- ・オンライン顧客の増加により、日計りを中心とした委託売買高も増加した。
- ・貴金属市場をベースに、石油市場、農産物市場へと幅広い営業が功を奏した。
- ・会社規模の拡大(営業社員の増員)により、委託売買高が増加。
- ・営業人員の増強。

・15年度には取扱いがなかった福岡農産物、大阪ゴムの取扱いを16年度より開始したため。

・営業努力

[1. で②「減少した」と回答した 44 社の場合]

(表中の%は、44 社に占める割合)

① 当社主力取引商品の相場状況による。

- A 主力商品の相場の乱高下が激しく、委託者資産の目減りが激しかった。
- B 主力商品の相場の変動が緩やかで売買のチャンスが減少した。
- C 主力商品の人気が離散した。
- D その他

35 社	79.5%
25 社	56.8%
9 社	20.5%
4 社	9.1%
1 社	2.3%

② 人気商品の一極集中が見られた。

③ 当社主力商品をボラティリティ(変動性)のある商品に集中できなかった。

④ 株価の回復で株式市場に人気を奪われた。

⑤ 当社は先行的に委託者保護ガイドラインの行為規制を実施した。

⑥ 東京ゼネラルの委託者債権処理、改正商品取引所法の国会審議、金融先物取引法の審議等、商品取引員の行為規制強化への風圧が強かったこと。

⑦ 純資産額規制比率の先行適用等により、自己売買を抑制したため、委託玉リスクを解消できなくなったため。

⑧ その他

4 社	9.1%
3 社	6.8%
2 社	4.5%
15 社	34.1%
11 社	25.0%
4 社	9.1%
3 社	6.8%

「⑧ その他」の要因

- ・営業部員の減少、外国為替証拠金取引に人気を奪われた。
- ・他社の買収で社員の移動が多かった。

4. 平成17年度(平成17年4月～6月の3カ月間)の貴社の委託売買高は前年同期(平成16年4月～6月の3カ月間)対比でどのような状況ですか。

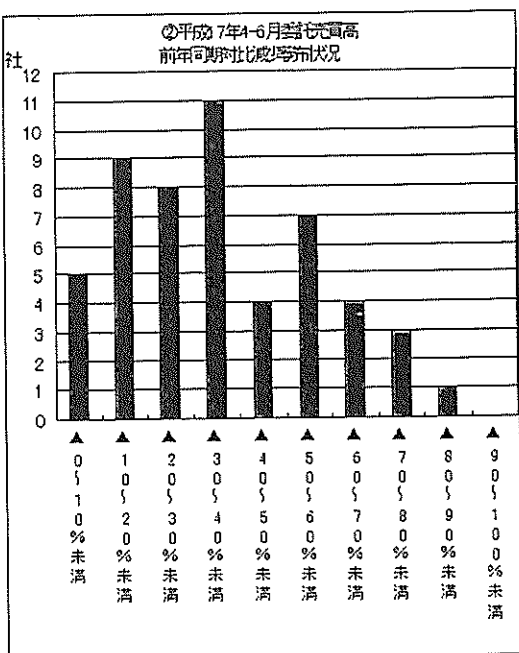
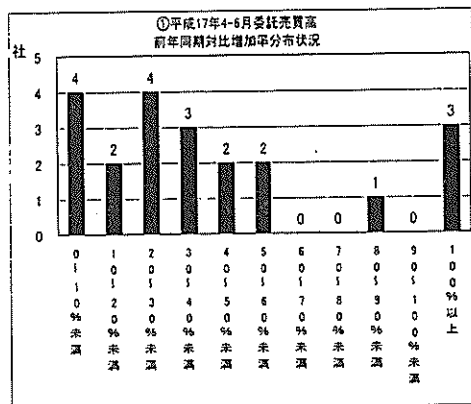
① 増加した	21社	24.7%
② 減少した	52社	61.2%
③ ほぼ同じ	9社	10.6%
前年なし	3社	3.5%
計	85社	100%

①前年同期対比増加率分布状況

0～10%未満	4社	4.7%
10～20%未満	2社	2.4%
20～30%未満	4社	4.7%
30～40%未満	3社	3.5%
40～50%未満	2社	2.4%
50～60%未満	2社	2.4%
60～70%未満	0社	0%
70～80%未満	0社	0.0%
80～90%未満	1社	1.2%
90～100%未満	0社	0%
100%以上	3社	3.5%
計	21社	24.7%

②前年同期対比減少率分布状況

▲0～10%未満	5社	5.9%
▲10～20%未満	9社	10.6%
▲20～30%未満	8社	9.4%
▲30～40%未満	11社	12.9%
▲40～50%未満	4社	4.7%
▲50～60%未満	7社	8.2%
▲60～70%未満	4社	4.7%
▲70～80%未満	3社	3.5%
▲80～90%未満	1社	1.2%
▲90～100%未満	0社	0.0%
計	52社	61.2%



5. 貴社にとって平成17年度の委託売買高が、前記4.の状況となった原因を以下から選択して下さい(複数選択可)。なお、中でも最も影響のあったと考えられるものに、一つ、◎を付けて下さい。

[4.で①「増加した」と回答した 21 社の場合]

(表中の%は、21社に占める割合)

- ②A 証拠金制度の変更
- ④ 相場の状況
- ⑤ その他

影響あり		最も影響あり	
1社	5%	1社	4.8%
11社	52%	3社	14%
6社	29%	0社	0%

「④ 相場の状況」と回答した社が挙げた要因

・ガソリン、灯油が全出来高の82%となった。(昨年は46%)

「⑤ その他」と回答した社が挙げた要因

- ・貴金属、石油、農産物と幅広い営業活動を展開したことによるものと思われる。
- ・会社規模の拡大(営業社員の増員)により、委託売買高が増加。
- ・前年比1%増でほぼ同じである。新規委託者はなく、経験のある委託者ばかりなので、あまり影響がない。
- ・福岡農産物の売買高の影響により全体の売買高が増えている。
- ・営業努力
- ・優良顧客が定着したため。
- ・法人取引の増加

[4.で②「減少した」と回答した 52 社の場合]

(表中の%は、52社に占める割合)

- ① 4月1日からの個人情報保護法の施行
- ② 5月1日からの改正商品取引所法の施行

- A 証拠金制度の変更
- B 委託証拠金の「金融機関分離保管」から「日本商品清算機構」への移管
- C 委託者保護ガイドライン等の行為規制の強化
- D 純資産額規制比率の適用
- E 新制度の役職員への周知徹底の遅延
- F 新制度の顧客への普及の遅れ
- G 新制度の解釈のあいまいさ
- H その他

影響あり		最も影響あり	
5社	9.6%	0社	0%
42社	80.8%	8社	15%
10社	19.2%	2社	4%
10社	19.2%	0社	0%
35社	67.3%	10社	19%
8社	15.4%	1社	2%
3社	5.8%	0社	0%
5社	9.6%	0社	0%
15社	28.8%	2社	4%
3社	5.8%	0社	0%

「H その他」と回答した社が挙げた要因

- ・余りにも解りにくい新制度で顧客に十分な説明ができない。
- ・受託業務停止。
- ・委託者の相場が曲がっているため。
- ・習熟期間中の委託者の投資可能資金額1/3制度による。

- ③ 自己売買の縮小、中止
- ④ 相場の状況
- ⑤ その他

12社	23.1%	0社	0%
17社	32.7%	3社	6%
5社	9.6%	0社	0%

「⑤ その他」と回答した社が挙げた要因

- ・石油製品の乱高下により顧客が傷ついたこと。外国為替証拠金取引に人気を奪われたこと。昨年及び一昨年の未収金増加により、無理のない取引を勧めているため。営業経費を削減したため。
- ・当社主力商品の日本生系の倍率変更があった。従来150倍が本年5月限り60倍となったため。
- ・乱高下の激しい商品から値動きのおとなしい商品へ主力を移したため。
- ・行政処分による受託取引の停止
- ・主力商品の頻繁なストップ制限による売買規制。

6. 上記(5.)の原因によるものである場合の貴社の具体的な対応は決まりましたか。

「対応決定はア」を、「検討中はイ」を、「特になしはウ」、をご記入ください

(表中の%は、全回答会員数 85社に占める割合)

- ① 4月1日からの個人情報保護法の施行

	社数	
対応決定	23	27.1%
検討中	1	1.2%
特になし	2	2.4%

- ② 5月1日からの改正商品取引所法の施行

対応決定	38	44.7%
検討中	4	4.7%
特になし	2	2.4%

- A 証拠金制度の変更

対応決定	22	25.9%
検討中	0	0.0%
特になし	3	3.5%

- B 委託証拠金の「金融機関分離保管」から「日本商品清算機構」への移管に伴うキャッシュフロー

対応決定	22	25.9%
検討中	0	0.0%
特になし	2	2.4%

- C 委託者保護ガイドライン等の行為規制の強化

対応決定	37	43.5%
検討中	7	8.2%
特になし	5	5.9%

- D 純資産額規制比率の適用

対応決定	23	27.1%
検討中	0	0.0%
特になし	1	1.2%

- E 新制度の役職員への周知徹底の遅延

対応決定	11	12.9%
検討中	0	0.0%
特になし	7	8.2%

- F 新制度の顧客への普及の遅れ

対応決定	11	12.9%
検討中	3	3.5%
特になし	7	8.2%

- G 新制度の解釈のあいまいさ

対応決定	8	9.4%
検討中	10	11.8%
特になし	6	7.1%

- H その他

対応決定	0	0%
検討中	1	1%
特になし	1	1.2%

- ③ 自己売買の縮小、中止

対応決定	14	16.5%
検討中	3	3.5%
特になし	7	8.2%

- ④ 相場の状況

対応決定	6	7.1%
検討中	6	7.1%
特になし	14	16.5%

- ⑤ その他

対応決定	3	3.5%
検討中	2	2.4%
特になし	7	8.2%

「⑤ その他」と回答した社の対応状況

- ・各種法制度、委託者保護ガイドライン他、既に対応済みであり、現在のところ特に変更の予定はありません。

- ・コンプライアンスの徹底

7. 貴社の平成16年度の自己売買高の状況は前年度(平成15年度)対比でいかがでしたか。

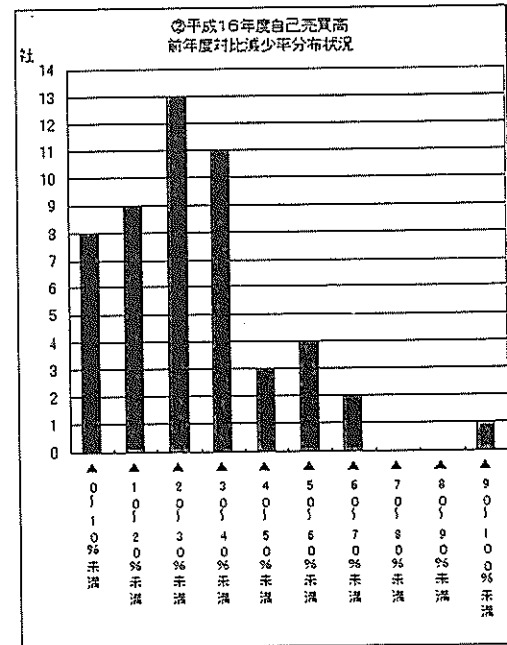
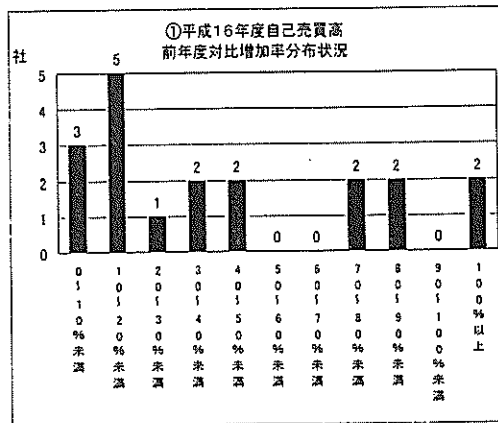
① 増加した	19社	22.4%
② 減少した	51社	60.0%
③ ほぼ同じ	9社	10.6%
前年度は自己売買なし	6社	7.1%
計	85社	100%

①前年度対比増加率分布状況

0~10%未満	3社	3.5%
10~20%未満	5社	5.9%
20~30%未満	1社	1.2%
30~40%未満	2社	2.4%
40~50%未満	2社	2.4%
50~60%未満	0社	0.0%
60~70%未満	0社	0.0%
70~80%未満	2社	2.4%
80~90%未満	2社	2.4%
90~100%未満	0社	0.0%
100%以上	2社	2.4%
計	19社	22.4%

②前年度対比減少率分布状況

▲0~10%未満	8社	9.4%
▲10~20%未満	9社	10.6%
▲20~30%未満	13社	15.3%
▲30~40%未満	11社	12.9%
▲40~50%未満	3社	3.5%
▲50~60%未満	4社	4.7%
▲60~70%未満	2社	2.4%
▲70~80%未満	0社	0.0%
▲80~90%未満	0社	0.0%
▲90~100%未満	1社	1.2%
計	51社	60.0%



8. 貴社の平成16年度の自己売買高の多かった上場商品の上位3商品をご記載下さい。

1位として挙げた商品・社数	2位として挙げた商品・社数	3位として挙げた商品・社数
東工取ガソリン 26	中部取灯油 15	白金 11
中部取ガソリン 13	東工取灯油 15	東工取ガソリン 8
東穀コーン 10	中部取ガソリン 12	中部取ガソリン 8

9. 貴社の平成17年度(平成17年4月~6月の3カ月間)の自己売買高は、前年同期(平成16年4月~6月の3カ月間)対比でどのような状況ですか。

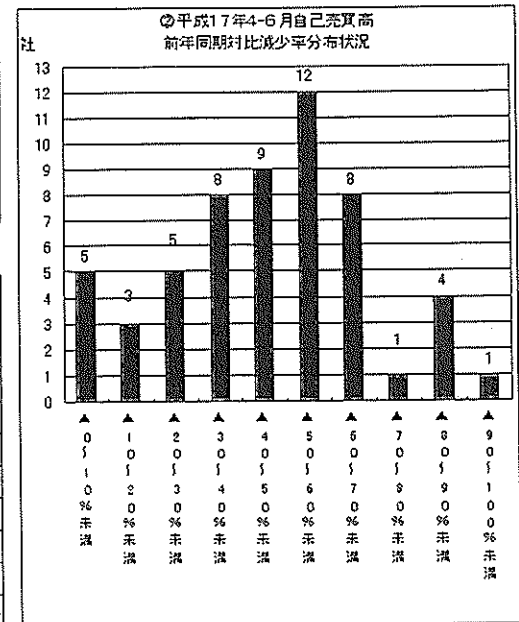
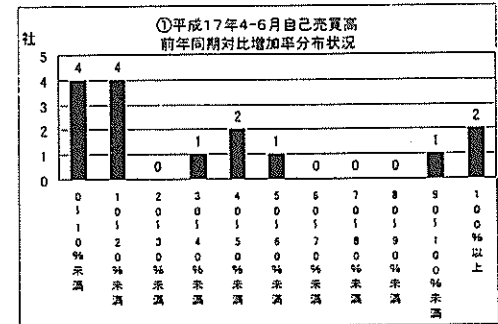
① 増加した	15社	17.6%
② 減少した	56社	65.9%
③ ほぼ同じ	6社	7.1%
前年は自己売買なし	8社	9.4%
計	85社	100.0%

①前年同期対比増加率分布状況

0~10%未満	4社	4.7%
10~20%未満	4社	4.7%
20~30%未満	0社	0.0%
30~40%未満	1社	1.2%
40~50%未満	2社	2.4%
50~60%未満	1社	1.2%
60~70%未満	0社	0.0%
70~80%未満	0社	0.0%
80~90%未満	0社	0.0%
90~100%未満	1社	1.2%
100%以上	2社	2.4%
計	15社	17.6%

②前年同期対比減少率分布状況

▲0~10%未満	5社	5.9%
▲10~20%未満	3社	3.5%
▲20~30%未満	5社	5.9%
▲30~40%未満	8社	9.4%
▲40~50%未満	9社	10.6%
▲50~60%未満	12社	14.1%
▲60~70%未満	8社	9.4%
▲70~80%未満	1社	1.2%
▲80~90%未満	4社	4.7%
▲90~100%未満	1社	1.2%
計	56社	65.9%



10. 平成17年6月30日(木)の自己玉の残玉(未決済建玉)は前年同月末対比で、どのような状況ですか。

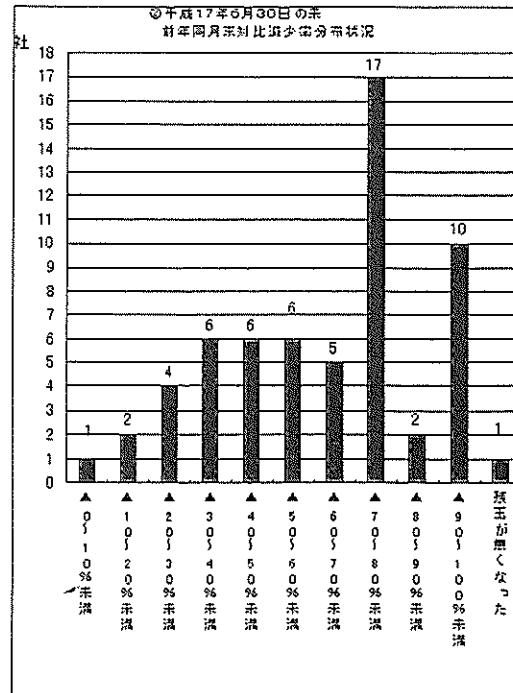
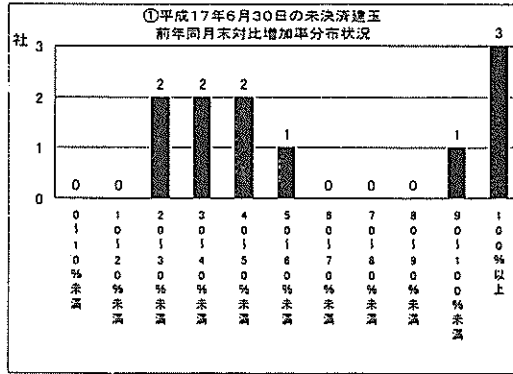
① 増加した	11社	12.9%
② 減少した	60社	70.6%
③ ほぼ同じ	9社	10.6%
前年自己玉なし	5社	5.9%
計	85社	100.0%

①前年同月末対比増加率分布状況

0~10%未満	0社	0.0%
10~20%未満	0社	0.0%
20~30%未満	2社	2.4%
30~40%未満	2社	2.4%
40~50%未満	2社	2.4%
50~60%未満	1社	1.2%
60~70%未満	0社	0.0%
70~80%未満	0社	0.0%
80~90%未満	0社	0.0%
90~100%未満	1社	1.2%
100%以上	3社	3.5%
計	11社	12.9%

②前年同月末対比減少率分布状況

▲0~10%未満	1社	1.2%
▲10~20%未満	2社	2.4%
▲20~30%未満	4社	4.7%
▲30~40%未満	6社	7.1%
▲40~50%未満	6社	7.1%
▲50~60%未満	6社	7.1%
▲60~70%未満	5社	5.9%
▲70~80%未満	17社	20.0%
▲80~90%未満	2社	2.4%
▲90~100%未満	10社	11.8%
残玉が無くなった	1社	1.2%
計	60社	70.6%



11. 自己の建玉状況について、前年対比で変化がある場合、それはどのような理由によるものですか。(複数回答可)

[10. で①「増加した」と回答した 11 社の場合]

(表中の%は、11 社に占める割合)

- ① 日計り高いを増やした。
- ② ディーリングに注力した。
- ③ 委託玉に対する場勘ヘッジの必要がなくなった。
- ④ 純資産額規制比率における自己玉リスクウエートが高かったので減らした。
- ⑤ 自己玉に係る商品取引責任準備金が撤廃されたこと。
- ⑥ 自己玉の回転率を高めたこと。
- ⑦ その他

1社	9.1%
6社	54.5%
0社	0.0%
0社	0.0%
2社	18.2%
0社	0.0%
8社	72.7%

「⑦ その他」の理由

- 委託扱いの他社を吸収合併したため。
- 取引をガソリンからNON-GMO大豆に移行したため。
- ディーラーの人員の増加による。

[10. で②「減少した」と回答した 60 社の場合]

(表中の%は、60 社に占める割合)

- ① 日計り高いを増やした。
- ② ディーリングに注力した。
- ③ 委託玉に対する場勘ヘッジの必要がなくなった。
- ④ 純資産額規制比率における自己玉リスクウエートが高かったので減らした。
- ⑤ 自己玉に係る商品取引責任準備金が撤廃されたこと。
- ⑥ 自己玉の回転率を高めたこと。
- ⑦ その他

12社	20.0%
12社	20.0%
16社	26.7%
36社	60.0%
0社	0.0%
2社	3.3%
7社	11.7%

「⑦ その他」の理由

- ディーリング組織の若返りを図り、高いになれた社員から若い社員となったことで、売買高は減少した。また、管理を強化し、一定以上の建玉を行わないように指導したため。
- 委託建玉減少による。
- 相場の変動が少なく、売買機会が減少した。
- 当社取扱い商品にヘッジや先物市場参入のチャンスや必要性があまりない。
- 行政処分による影響
- 自己売買の縮小に努めたため
- 委託取引に集中し、自己ディーリングを休止したため。
- 自己ディーリングの減少

12. 今後の市場振興策において、どのような対応が必要とお考えですか。(複数回答可)

(表中の％は、全回答会員数 85 社に占める割合)

① 市場管理(価値制限等)のあり方の検討	36 社	42.4%
② 取引証拠金のあり方の検討	28 社	32.9%
③ 純資産額規制比率における自己玉のリスク対応額の見直し	50 社	58.8%
④ 純資産額規制比率における委託玉のリスク対応額の見直し	20 社	23.5%
⑤ 投資一任制度など、専門家を活用する制度の検討・導入	32 社	37.6%
⑥ IB(仲介業。契約の仲介を行い金銭は預からない)の検討・導入	12 社	14.1%
⑦ 委託者向けの、取引についてのわかりやすい説明資料の作成	25 社	29.4%
⑧ 投資家向けの普及・啓発セミナーの開催	34 社	40.0%
⑨ 営業社員向けの専門性向上セミナーの開催	28 社	32.9%
⑩ その他	8 社	9.4%

「⑩ その他」の意見

- ・外務員の給料体系の見直し(出来高払いから固定給に)。
- ・個人投資家向けにはファンドの販売を行い、市場にはできるだけ参加させない。トラブルの原因となる未習熟者には商品ファンドを利用してもらいその運用収益を得てもらいたい。
- ・責任準備金制度の見直し。個人税制改正(証券並び優遇)。
- ・一任売買。
- ・市場管理(値動き、自粛要請など)に銘柄による不平等さを感じる。そのために管理強化されている商品には、参入を避ける傾向がある。
- ・毎日の東工取の金価格やガソリン価格、東穀の大豆などを為替やWTI価格のようにメディアを通じて露出度を高める。
- ・追証拠金制度の見直し。専門家でも難解な計算方法であり、取引中の委託者には、次回の追証解除の計算は難しい。改正前の追証制度に戻すべきである。

13. 委託者保護ガイドライン(政府ガイドライン)や改正自主規制規則(日商協)について、改善を要する点として社内でのどのような指摘がありますか。貴社の管理責任者と営業本部との共通認識となっている事項について、具体的にご説明下さい。

(1) 投資可能額について

- ① 営業現場での説明方法に係る改善を要する点
 - ② 投資可能額の確認(裏付け)・更新方法に係る改善を要する点
 - ③ 習熟期間中の「投資可能額の3分の1」の考え方に係る改善を要する点
 - ④ 投資可能額に係るその他の改善点
- (2) 勧誘の際の適合性審査に係る改善を要する点
- (3) その他

(※ 別紙参照)

14. 法令順守営業の徹底と営業成績の向上とを両立させることが今後一層求められるところですが、改正商品取引所法、その他関係法令等に基づく貴社の営業管理方針について、社内徹底が図られたとお考えですか。

- ① 社内徹底が図られたと思う。
- ② 社内徹底を図っている最中である。
- ③ 模索中である。

回答なし

① 社内徹底が図られたと思う。	34 社	40.0%
② 社内徹底を図っている最中である。	47 社	55.3%
③ 模索中である。	1 社	1.2%
回答なし	3 社	3.5%
計	85 社	100.0%

15. 商品取引員の財務規制等について、ご意見があればご教示下さい。

- (1) 純資産額規制比率について
- (2) 清算参加者に係る市場別純資産の単純合算制について
- (3) 兼業業務(証券業・金融先物業等)に係る自己資本規制比率について
- (4) その他

(※ 別紙参照)

16. 改正商品取引所法による取引証拠金制度(日本商品清算機構への預託)によって、貴社のキャッシュフロー(資金繰り)は従来と比較してどうなりましたか。

- ① よくなった
- ② 変わらない
- ③ 悪くなった
- ④ わからない
- ⑤ その他

回答なし

① よくなった	7 社	8.2%
② 変わらない	48 社	56.5%
③ 悪くなった	18 社	21.2%
④ わからない	3 社	3.5%
⑤ その他	4 社	4.7%
回答なし	5 社	5.9%
計	85 社	100.0%

「⑤ その他」の意見

- ・新証拠金制度による立替金発生。
- ・当社は現物を扱っているが、当社に万一の事があっても、清算機構に直接預託しているので、取引先の商社は債権を清算機構に直接請求でき、商社にとって当社との取引がやりやすくなった。
- ・手続きが複雑になり、人件費を含む実質的な経費は増加した。
- ・マイナスが先に出て、プラスが後になることが困る。できれば相殺してほしい。

17. 当面の市場の流動性確保策に関し、以下の項目についてご提案ください。

- (1) 電子取引を行っている(又は検討している)社におかれまして、電子取引の普及の上で、制度的に障害となっているものがあればご教示下さい。
- (2) 海外から受託業務を円滑に行う上で、制度的な障害となっているものがあれば、ご教示下さい。
- (3) 当業者からの受託を円滑化する上で、制度的な障害となっているものがあれば、ご教示下さい。

(※ 別紙参照)

18. 金融審議会で「投資サービス法」の制定が検討されている中で、商品先物取引が同法の規制対象に含めることが議論されています。これに対するご意見として、以下のいずれに近いですか。

- ① 対象となる方がよい。
 - ② 対象とならない方がよい。
 - ③ 対象となってもならなくても、いずれでも構わない。
 - ④ 分からない
 - ⑤ その他
- 回答なし

12 社	14.1%
42 社	49.4%
9 社	10.6%
11 社	12.9%
3 社	3.5%
8 社	9.4%
計 85 社	100.0%

「⑤その他」の意見

- ・現時点では判断できない。
- ・自己資本規制比率が導入されるのであれば問題だが、業界の社会的認知を高める上ではよいと思う。条件次第。
- ・対象となればピーアール効果などは高まるが、法の詳細がわからないと安易にどちらがよいとも言えない。

19. 今後の貴社の経営の展望について、どのようにお考えですか。

- ① 非常に明るい
 - ② 明るい
 - ③ 変わらない
 - ④ 暗い
 - ⑤ 非常に暗い
- 回答なし

3 社	3.5%
25 社	29.4%
34 社	40.0%
12 社	14.1%
1 社	1.2%
10 社	11.8%
計 85 社	100.0%

〔意見〕

- ・厳しいことは確かだが全力を尽くして展望を切り開く。
- ・わからないというのが、本当。変わらないで欲しいという願望。

20. 業界として取り組むべき事項について、ご意見等がございましたら、ご教示下さい。

(※ 別紙参照)

以 上

設問 13. 委託者保護ガイドライン（政府ガイドライン）や改正自主規制規則（日商協）について、改善を要する点として社内でのどのような指摘がありますか。貴社の管理責任者と営業本部との共通認識となっている事項について、具体的にご説明下さい。

（注）記述式回答の趣旨を汲んで整理・集約した。なお、日商協の「Q&A」が公表される前に回答されたものもあるため、その後「Q&A」で明らかとなった解釈等に関する意見等が含まれている。

（1）投資可能額について

① 営業現場での説明方法に係る改善を要する点

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 「損失を被っても生活に支障のない資金」についての説明 | 13社 |
| ② 「取引の状況によって額が変動すること」の説明 | 8社 |
| ③ 営業社員の指導・理解徹底 | 3社 |
| ④ その他 | 3社 |

② 投資可能額の確認（裏付け）・更新方法に係る改善を要する点

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 裏付けとなる資産の証明は、自書の申出書だけにすべき。 | 8社 |
| ② 裏付けとなる資産の確認・資産内容の開示要求は困難。 | 22社 |
| ③ 自書の申出書も不要。自主申告だけでよい。 | 11社 |
| ④ 申出書は自書でなく定型のフォームにしてほしい。 | 2社 |
| ⑤ 迅速な対応ができない。 | 3社 |
| ⑥ 更新の手続きを簡素化してほしい。 | 5社 |
| ⑦ 委託者保護になるので現行でよい。 | 2社 |
| ⑧ その他 | 8社 |

③ 習熟期間中の「投資可能額の3分の1」の考え方に係る改善を要する点

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① 「3分の1」という数字には合理的根拠がない。 | 4社 |
| ② 「3分の1」だと端数が出る等、計算が複雑になる。 | 3社 |
| ③ 「3分の1」に限定せず、適合性を考慮し柔軟に設定すべき。 | 8社 |
| ④ 相場の変動が激しい場合に柔軟に対応できるようにしてほしい。 | 1社 |
| ⑤ 「3分の1」に限定せず、委託者に決めさせるべき。 | 1社 |
| ⑥ 投資可能額の全額まで取引を認めるべき。 | 7社 |
| ⑦ 2分の1あるいはそれ以上に拡大すべき。 | 4社 |

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ⑧ 妥当である、やむを得ない。 | 3社 |
| ⑨ 3分の1よりもさらに制限すべき。 | 2社 |
| ⑩ 帳尻損、他洗損等を控除しなければならず、複雑である。 | 12社 |
| ⑪ 審査に時間を要するため、注文が遅れるという弊害がある。 | 2社 |
| ⑫ 社内での指導・徹底等 | 3社 |
| ⑬ その他 | 8社 |

④ 投資可能額に係るその他の改善点

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ① 投資可能資金額の必要性を再考すべき。 | 8社 |
| ② 値洗損、帳尻損を控除せず、実貸入金額（入出金の差額）で管理すべき。 | 15社 |
| ③ 利益金は投資可能額に自動的に加算すべき。 | 4社 |
| ④ 取引開始当初から投資可能額を決めるのは無理がある。 | 4社 |
| ⑤ 投資可能額の増額に迅速に対応できるようにすべき。 | 3社 |
| ⑥ その他 | 17社 |

（2）勧誘の際の適合性審査に係る改善を要する点

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① すべての顧客属性・顧客情報を把握し審査するには限界がある。 | 7社 |
| ② 審査方法・書類を合理化、簡素化してほしい。 | 10社 |
| ③ 審査手続き（流れ）を見直すべき。 | 4社 |
| ④ 経験の有無の基準を見直すべき。 | 6社 |
| ⑤ 収入や年齢の一律規制を見直すべき。 | 5社 |
| ⑥ 社内審査における改善点 | 7社 |
| ⑦ その他 | 4社 |

（3）委託者保護ガイドライン、改正自主規制規則に関するその他の意見

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 規制が細かすぎる。緩和すべき。 | 6社 |
| ② 手続きに手間（時間）がかかりすぎる。 | 2社 |
| ③ 説明の手順まで規制すべきでない。 | 3社 |
| ④ 具体例・指針を示してほしい。 | 3社 |
| ⑤ 紛争への影響が懸念される。 | 2社 |
| ⑥ その他 | 11社 |

設問 15. 商品取引員の財務規制等について、ご意見があればご教示下さい。

(1) 純資産額規制比率について

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 自己玉のリスク対応額が高すぎる。軽減すべき。 | 26社 |
| ② 両建玉のリスク対応額を軽減すべき。 | 5社 |
| ③ 委託玉のリスク対応額を軽減すべき。 | 3社 |
| ④ 純資産額規制比率のあり方を再考すべき。 | 5社 |
| ⑤ 固定資産の評価減が厳しい。 | 2社 |
| ⑥ その他 | 4社 |

(2) 清算参加者に係る市場別純資産の単純合算制について

- | | |
|------------------|----|
| ① 単純合算性を見直しすべき。 | 4社 |
| ② 現状でよい。 | 5社 |
| ③ もう少し高く設定してもよい。 | 1社 |
| ④ その他 | 2社 |

(3) 兼業業務（証券業・金融先物業等）に係る自己資本規制比率について

- | | |
|----------------------------------|----|
| ① コモディティリスクを見直すべき。兼業業務として成り立たない。 | 8社 |
| ② 自己玉のリスク対応額が厳しすぎる。 | 3社 |
| ③ 自己資本規制比率の適用は不合理。 | 3社 |
| ④ 同一の規制にしてほしい。 | 3社 |
| ⑤ 固定資産の評価減が厳しい | 4社 |
| ⑥ その他 | 2社 |

(3) 財務規制等に関するその他の意見

- 報告書類が細かすぎる。提出期限が5日短縮されたため業務上きつい。
- 委託者総合管理表、委託者別資産管理・保全台帳の内容が複雑で理解しにくい。
- 分離保管調書の記入を単純化してほしい。清算機構への預託証拠金の種類も複雑。
- 純資産額規制比率について、提出時の純資（当月末）と日々管理の純資（毎月末）の差にとまどいを感じる。
- 分離保管制度において、分離保管必要額を当日を超えておくのではなく、翌日等一定期限内に上回るよう定めておけばよいと思われる。

設問 17. 当面の市場の流動性確保案に関し、以下の項目についてご提案ください。

(1) 電子取引を行っている（又は検討している）社におかれまして、電子取引の普及の上で、制度的に障害となっているものがあればご教示下さい。

- | | |
|---------------------|----|
| ① 責任準備金制度に関する意見 | 2社 |
| ② 受託業務にかかる諸規則に関する意見 | 2社 |
| ③ 売買システムに関する意見 | 3社 |
| ④ その他 | 5社 |

(2) 海外から受託業務を円滑に行う上で、制度的な障害となっているものがあればご教示下さい。

- | | |
|---------------------|----|
| ① 英文の契約関係書類、資料等が未整備 | 3社 |
| ② 日本の取引制度の特異性 | 3社 |
| ③ その他 | 3社 |

(3) 当業者からの受託を円滑化する上で、制度的な障害となっているものがあればご教示下さい。

- | | |
|----------------|----|
| ① 受渡し制度が使いづらい。 | 5社 |
| ② その他 | 4社 |

設問20 業界として取り組むべき事項についての意見

① コンプライアンスの徹底による利便性・信頼性の向上	4社
② トラブルのない、安心できる取引の定着	3社
③ ローリスク商品の開発・提供	2社
④ 外務員等役職員の専門性の向上	4社
⑤ 啓蒙活動の推進	5社
⑥ 業態の多様化を可能とする環境整備	2社
⑦ 商品ファンドに係る諸規制の整備	2社
⑧ 個別規制（自主規制）の導入	1社
⑨ 取引所の市場管理ルールの改善	2社
⑩ 委託者にわかりやすい証拠金制度（特に追証制度）にすること	1社
⑪ ラップ口座の解禁	1社
⑫ 証券、投信等の金融商品との損益通算に係る税制要望	1社
⑬ 非弁活動等を排除する法規制の検討	1社
⑭ 不招請勧誘の導入は断固反対	1社
⑮ 市場拡大、一般投資家の参入しやすい環境整備	1社

電子取引等に関する調査 集計結果

平成17年9月9日
日本商品先物振興協会

調査期間:平成17年7月5日～8月1日
回答会員数:85社(全会員数86社)
回答率:98.8%

[注]

- (1)本調査の対象期間 ①平成16年1月～12月
②平成17年1月～6月
(2)本調査の対象取引 商品先物取引のみ(FXは対象外)

電子取引等に関する調査(回答集計)

電子取引(インターネット取引)業務を行っていますか。

① 行っている。

	回答会員数85社に占める比率
34 社	40.0%

(比率は電子取引を行っていると回答した34社を母数としている。)

開始時期		1998年以前	9 社	26.5%
	1999年	11 社	32.4%	
	2000年	3 社	8.8%	
	2001年	2 社	5.9%	
	2002年	0 社	0.0%	
	2003年	1 社	2.9%	
	2004年	4 社	11.8%	
	2005年	4 社	11.8%	

担当役職員数(兼務含む)

4名	(平均)
----	------

② 電子取引業務は行っていない。

	回答会員数85社に占める比率
51 社	60.0%

電子取引業務取組みの予定

A あり

6 社

B なし

45 社

以下、最終設問までは「電子取引を行っている」と回答した社についての集計。

*「電子取引会員」とは「電子取引を行っている」と回答した会員を指す。以下同じ。

2. 電子取引口座数(平成17年6月末現在)の状況

- ① 全委託者口座数
- ② 電子取引口座数
- ③ うち証拠金のある口座数
- ④ 全委託者口座数に占める電子取引口座の比率についての平均(②÷①×100)

	*電子取引会員全体	電子取引会員1社平均
① 全委託者口座数	113,921口座	3,797口座
② 電子取引口座数	32,463口座	1,082口座
③ うち証拠金のある口座数	22,001口座	733口座
④ 全委託者口座数に占める電子取引口座の比率についての平均(②÷①×100)	28.50%	

④の分布状況

10%未満	5社	17%
10%以上20%未満	8社	27%
20%以上30%未満	4社	13%
30%以上40%未満	4社	13%
40%以上50%未満	2社	7%
50%以上60%未満	3社	10%
60%以上70%未満	1社	3%
70%以上80%未満	1社	3%
80%以上90%未満	0社	0%
90%以上100%以下	2社	7%
合計	30社	100%

- A 個人のみ
- B 個人・法人問わず
- 回答なし

A 個人のみ	1社
B 個人・法人問わず	29社
回答なし	4社

3. 平成16年(1月～12月)の取引の状況(オプション取引含まず)

- ① 委託取引全体の売買高
- ② うち電子取引による売買高
- ③ 全委託取引に占める電子取引の比率 (②÷①×100)

	電子取引会員全体	電子取引会員1社平均
① 委託取引全体の売買高	82,268,315枚	2,842,257枚
② うち電子取引による売買高	11,698,083枚	433,262枚
③ 全委託取引に占める電子取引の比率 (②÷①×100)	14.2%	(平均)

③の分布状況

10%未満	13社	48%
10%以上20%未満	9社	33%
20%以上30%未満	2社	7%
30%以上40%未満	0社	0%
40%以上50%未満	1社	4%
50%以上60%未満	1社	4%
60%以上70%未満	0社	0%
70%以上80%未満	0社	0%
80%以上90%未満	0社	0%
90%以上100%以下	1社	4%
合計	27社	100%
回答なし	7社	

4. 平成17年1月～6月の委託取引の状況(オプション取引含まず)

① 委託取引全体の売買高

② うち電子取引による売買高

③ 全委託取引に占める電子取引の比率 (②÷①×100)

	電子取引会員全体	電子取引会員1社平均
① 委託取引全体の売買高	39,350,545枚	1,196,670枚
② うち電子取引による売買高	6,336,698枚	534,425枚
③ 全委託取引に占める電子取引の比率 (②÷①×100)	16.1% (平均)	

③の分布状況

10%未満	12社	39%
10%以上20%未満	8社	26%
20%以上30%未満	5社	16%
30%以上40%未満	3社	10%
40%以上50%未満	0社	0%
50%以上60%未満	0社	0%
60%以上70%未満	0社	0%
70%以上80%未満	0社	0%
80%以上90%未満	0社	0%
90%以上100%以下	3社	10%
合計	31社	100%
回答なし	3社	

5. 平成17年1～6月の売買にかかる総約定金額

(百万円)

① 委託取引売買総約定金額

② うち電子取引に係る売買総約定金額

③ 全委託取引売買総約定金額に占める、電子取引による売買総約定金額の比率 (②÷①×100)

	電子取引会員全体	電子取引会員1社平均
① 委託取引売買総約定金額	58,121,165	1,860,325
② うち電子取引に係る売買総約定金額	16,567,190	571,282
③ 全委託取引売買総約定金額に占める、電子取引による売買総約定金額の比率 (②÷①×100)	28.5% (平均)	

③の分布状況

10%未満	10社	34%
10%以上20%未満	4社	14%
20%以上30%未満	6社	21%
30%以上40%未満	4社	14%
40%以上50%未満	0社	0%
50%以上60%未満	2社	7%
60%以上70%未満	1社	3%
70%以上80%未満	0社	0%
80%以上90%未満	0社	0%
90%以上100%以下	2社	7%
合計	29社	100%
回答なし	5社	

6. 平成17年1月～6月の電子取引に係る委託手数料に占める、電子取引に係る商品取引責任準備金(A)の比率*

* A(電子取引に係る商品取引責任準備金)の積立額=5.の②×(3/10万)と仮定して算出

平均値	24%
同比率の分布状況	
10%未満	7社 23%
10%以上20%未満	4社 13%
20%以上30%未満	10社 33%
30%以上40%未満	6社 20%
40%以上50%未満	0社 0%
50%以上60%未満	3社 10%
60%以上70%未満	0社 0%
70%以上80%未満	0社 0%
80%以上90%未満	0社 0%
90%以上100%以下	0社 0%
合計	30社 100%
回答なし	4社

7. 電子取引取扱商品(複数選択可)

(比率は電子取引を行っていると回答した34社を母数としている。)

① 商品先物	33社	97%
② 商品先物OP	9社	26%
③ FX	15社	44%
④ 証券先物(OP含む)	1社	3%
⑤ その他	1社	3%

「その他」の内容:(証券先物、信用取引)

1. 電子取引のサービス内容(複数選択可)

(比率は電子取引を行っていると回答した34社を母数としている。)

① 商品市況(内外市況)情報の提供	33社	97.1%
② 商品取引所価格情報	33社	97.1%
③ 注文内容の照会	33社	97.1%
④ 約定照会	33社	97.1%
⑤ 残高照会	33社	97.1%
⑥ 法令諸規則に基づく書類の電磁的方法による交付・徴収	10社	29.4%
⑦ 取引の相談(アドバイス等)	10社	29.4%
⑧ 相場分析等レポート	24社	70.6%

⑨ その他具体的に (分析チャート、PC操作方法)

2. 電子取引に関する事故について

(比率は電子取引を行っていると回答した34社を母数としている。)

① 過去に事故はありましたか。	YES	13社	38.2%
	NO	20社	58.8%

② ①で「YES」と回答の場合、その事故は役職員の違法不法行為によるものでしたか。

YES	0社	0%
NO	13社	38.2%

③ ①で「YES」と回答の場合、その損害賠償を伴いましたか。

YES	3社	8.8%
NO	10社	29.4%

〔資料6-(2)〕

17先物振興発第61号

平成17年9月12日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会

会長 二家勝明

営業体制等の変化に関するアンケート調査 ご協力をお願い

本年5月からの改正商品取引所法の施行による勧誘行為規制の強化などにより、商品取引員の経営は大きな影響を受けているところでありますが、各社の営業現場での対応や管理体制に係る現状等を把握し、経営改善に向けての施策の検討に供するため、標記のアンケート調査を実施することと致しました。

つきましては、本アンケート調査の趣旨をご理解賜り、調査にご協力賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査は当協会ホームページの会員専用ページにおいて実施致しますので、会員各位におかれましては、会員専用ページの「営業体制等の変化に関するアンケート調査」をご覧のうえ、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、9月14日(水)までにWeb上でご回答賜りますようお願い申し上げます。

(※各社の個別データは非公開とさせていただきます。)

以上

会員専用ページ内アンケートページの冒頭で、パスワードが必要となります。
本アンケートのパスワードは 1234 です。

〔資料6-(3)〕

平成17年10月11日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

自己玉の限月間相殺等を行った場合のリスク値試算について（お願い）

商品取引所法の改正に際して導入された純資産額規制比率が、特に商品取引員の自己取引に対して抑制的に作用するため、各商品取引所で流動性が低下する一因となっていることから、当先物協会では同規制比率の見直しを要望しております。

その当面の具体策として、自己取引について、現行の下記①に加えて、②を提案することを検討中です。

① 「省令別表第四の規定により、同一商品（または商品指数）の直近一年間の価格変動の間の相関係数が10分の9以上である場合に、異なる限月の売建玉及び買建玉の数量を相殺する。」

② さらに、「異なる取引所の同一商品または同一商品市場間の対当するポジションについても、相関係数が10分の9以上であることを条件に相殺できることとする。」

つきましては、要望実現に向けての基礎データとして、上記の相殺を行った場合の自己玉リスクの試算につきましてご協力賜わりますようお願い申し上げます。

なお、本調査結果について、個々の会員名を公表することはないことを申し添えます。

記

1. 調査内容

平成17年9月30日現在の貴社の自己建玉について、本会作成のエクセルシート内の指定された欄に、商品ごと、限月ごとの売建玉・買建玉枚数を記入し、本会あて電子メールの添付ファイルにてご返送して下さい。

回答用エクセルシートは本会ホームページの「会員専用ページ」からダウンロードして下さい。

2. ご提出締切日

平成17年10月13日（木）

3. ご返送先電子メールアドレス

jcfia@jcfia.gr.jp

以 上

本件に関する照会先：日本商品先物振興協会 企画調査部門 谷口、菊池

TEL 03-3664-5731

17 先物振興発第 20 号
平成 17 年 3 月 14 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二 家 勝 明

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会
会長 二 家 勝 明

2005 年度青山学院大学大学院秋学期寄附講座聴講生募集について

2005 年度 青山学院大学大学院 春学期寄附講座聴講生募集について

本会では、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科において別紙の講座開設を支援することとしております。

つきましては、ご希望の社は、別紙「聴講生申込書」にご記入のうえ、3 月 28 日（月）までに当協会あて FAX にてご連絡ください。追って、同大学院聴講願等をお送りいたします。

なお、定員を上回る応募がありましたときには書類選考等により調整をさせていただきます場合がありますので、予めご了承賜りますようお願いいたします。

問い合わせ先

日本商品先物振興協会

TEL : 03-3664-5731 菊池、日橋

当会では、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科において別紙の講座開設を支援しております。

つきましては、ご希望の社は、別紙「聴講生申込書」にご記入のうえ事前に本会まで FAX にてお送りください。また聴講希望者は、別紙「寄附講座聴講願」をご記入いただき、聴講生証明写真を同封のうえ、当協会にご郵送ください。

なお、定員を上回る応募がありますときは調整させていただく場合と書類選考がありますので、予めご了承賜りますようお願いいたします。

記

- ・ 「聴講生申込書」 : 最終締切日 平成 17 年 9 月 14 日（水）
FAX (03-3664-5733)
当会への申込書類です。
- ・ 「寄附講座聴講願」 : 上記、聴講生申込書をご記入のうえ
平成 17 年 9 月 15 日（木）までに ※当会にご郵送ください。（必着）
青山学院大学学長に提出する書類で、聴講希望者の聴講願は当会で一括して郵送します。

問い合わせ先 : TEL 03-3664-5731

日本商品先物振興協会 菊池、日橋

会員代表者各位

日本商品先物振興協会
会長 二家 勝 明

2005年度青山学院大学大学院寄附講座
海外招聘講座、冬期集中講座聴講生募集について

当会では、青山学院大学大学院国際マネジメント研究科において講座開設を支援しております。
このたび、青山学院大学大学院より海外招聘講座（会計特別講座）と冬期集中講座（価格決定）
の各聴講生の募集がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、ご希望の社は、別紙「聴講生申込書」にご記入のうえ当会へFAXをお送りく
ださい。当会より聴講申込者のe-mailアドレス宛に「寄附講座聴講願」（青山学院大学学長に提出す
る書類で、当会より一括して郵送）をお送りします。

※ 海外招聘講座、冬期集中講座の各聴講生の募集についての資料は、協会ホームページ
（<http://www.jcfia.gr.jp/>）の会員専用サイト内からダウンロードが可能です。

なお、定員を上回る応募がある場合には、書類選考により調整させていただくことがありますので、
予めご了承賜りますようお願いいたします。

※※ 本寄附講座は無料となっていることを申し添えます。

記

- ・ 「聴講生申込書」： 最終締切日 平成17年12月12日（月）
FAX（03-3664-5733）当会への申込書類です。
- ・ 「寄附講座聴講願」： 上記、聴講生申込書をご記入いただいた方
証明写真をご用意のうえ当会にご郵送ください。
（平成17年12月13日（火）必着）

問い合わせ先：TEL 03-3664-5731

日本商品先物振興協会 菊池、日橋

2005年度 青山学院大学大学院寄附講座

海外招聘講座（会計特別講座）、冬期集中講座（価格決定）

1. 講座名

- ① 海外招聘講座（会計特別講座） Jinbae Kim 教授
- ② 冬期集中講座（価格決定） 飯塚・畑井・吉川 各教授

2. 資格

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学院が上記と同等以上の学力があると認められた者。各講座においては、
要英語上級レベル（TOEIC650点位を目安にしてください）

3. その他

- (1) 特定の寄附講座に受講希望者が集中した場合は、正規学生を優先して人
数の調整をはかることがあります。
- (2) 単位の授与はありません。
- (3) 講義は毎回出席可能な者。
- (4) 試験は必ず受験すること。
- (5) レポートの提出要請がある場合は必ず提出すること。
- (6) 一度申し込みを行なった聴講科目の変更は不可。

4. 教室および休講情報等について

教室の変更および休講情報等は、電子掲示板

<http://bbs9.gsim.aoyama.ac.jp/bbs/bbs/show.jsp>

にてご確認をお願いいたします。

5. ご用意いただくもの

聴講生証明写真（横3cm×縦4cm）、写真裏に会社名および氏名を記入して下さい。